

平成29年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成29年 9月14日(木)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡邊敏昭	議員	1番	高田勲	議員
	2番	津川均	議員	3番	大沼恒雄	議員
	4番	小峯聡	議員	5番	久保元宏	議員
	6番	長原誠	議員	7番	鵜野範之	議員
	8番	杉本邦雄	議員	10番	橋場守	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	教育長	吉田憲司	君
監査委員	金子幸保	君	農業委員会 会長	辻則行	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗中一弘	君	総務財政課長	菅原秀史	君
政策推進室長	中野栄治	君	農業商工課長	横山茂	君
住民生活課長	嶋田英樹	君	建設課長	村中博隆	君
保健福祉課長	黒田美和	君	和風園園長	安念昌典	君
旭寿園園長	森田秀幸	君	会計管理者	篠原毅	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

次長 浅野信行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三浦剛 君 書記 沼本次登 君

## 7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認定第1号	平成28年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成28年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 一般質問
議案第58号	沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 について
議案第59号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
議案第60号	北海道市町村総合事務組合格約の変更について
議案第61号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
議案第62号	平成29年度沼田町一般会計補正予算について
議案第63号	平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第64号	平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
同意第14号	教育委員会委員の任命について
陳情第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出をもとめる陳情について
陳情第3号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
陳情第4号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について
意見案第5号	
意見案第6号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）について
意見案第7号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）について

---

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）これより定例会を開催しますが、定例会を開催する前に一言申し上げます。本日の議会におきましては、軽装のまま議案審議を行いますことを予め申し添えます。只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成29年第3回沼田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、橋場議員、1番、高田議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。大沼委員長。

---

(議会運営委員会報告 大沼委員長登壇)

○委員長（大沼恒雄議員）おはようございます。平成29年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申しあげます。去る9月7日午後3時より議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでございます。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、決算認定2件、行政報告2件、一般質問、町長、農業委員会会長に対して6人10件、更に条例の改正1件、規約の変更3件、平成29年度補正予算3件、人事案件1件、この外、議長に提出されました請願4件の内、3件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致を見たところでございます。

以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期としては、本日14日から15日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会

の会期は委員長の報告のとおり本日から15日までの2日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から15日までの2日間に決しました。

---

### (諸般報告)

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、及び例月出納検査結果報告書、健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書、財政援助団体監査報告書を提出致しましたのでご覧願います。

---

### (平成28年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定)

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第4、認定第1号。平成28年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(菅原秀史課長) 認定第1号。平成28年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月14日提出、町長名であります。以上でございます。

○議長(渡邊敏昭議長) 次に、監査委員からの決算審査報告を求めます。金子代表監査委員。

### (金子幸保代表監査委員 登壇)

○代表監査委員(金子幸保委員) 先般、鶴野監査委員と共に決算審査を実施致しましたので、その結果を朗読をもって報告とさせていただきます。平成28年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって、平成28年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長(渡邊敏昭議長) 監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっております認定第1号は、議長、監査委員を除く、議員8名による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を

設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### (平成28年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、認定第2号。平成28年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）認定第2号。平成28年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月14日提出、町長名でございます。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。金子代表監査委員。

#### (金子幸保代表監査委員 登壇)

○代表監査委員(金子幸保委員)平成28年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成28年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（渡邊敏昭議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第2号は議長、監査委員を除く議員8名による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思っております。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### (町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

#### (金平町長 登壇)

○町長（金平嘉則町長）おはようございます。平成29年第3回定例会を招集申し上げましたところ、御多用に関わらず全議員の出席を賜りましたことにまずをもって御礼を申し上げます。では、一般行政報告を申し上げます。

(以下、町政執行方針を朗読)

○議長(渡邊敏昭議長)次に教育長。

(吉田教育長 登壇)

○教育長(吉田憲司教育長)続きまして、教育行政報告を行います。

(以下、教育行政執行方針を朗読)

○議長(渡邊敏昭議長)以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで休憩と致します。なお、再開は午後1時と致します。この後10時45分より、全員協議会を開催致しますので、議員の皆様方は議員控え室にお集まり下さい。

10時34分 休憩

---

13時00分 再開

(一般質問)

○議長(渡邊敏昭議長)これより再開をいたしますが、再開の前にご出席の傍聴者の方々に一言申し上げます。本日の定例会におきましては、議員並びに理事者、説明員は、軽装のまま議案審議をしていることを予め申し添えます。傍聴者の皆様方におかれましても、楽な姿勢で議会を傍聴していただければと、議長よりお伝え申し上げます。それでは再開致します。日程第7、一般質問を行います。これより町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。8番、杉本議員。

○8番(杉本邦雄議員)8番、杉本であります。なお、お手元に出してあるとおり、安心センターの管理を担う社会福祉協議会の運営立ち入り方についてなんですけど、関わりと言ったらいい、そんなことで、先の議員でありました様に、社会福祉協議会の役員になられた方が、神社のね秋祭りの時に、運営の立ち入り方がおかしいんじゃないかと言う様な事がありまして、ここに質問させていただきます。その方は、一つは、指定管理期限内の変更というか、4期までの指定管理になっているんですよ。来年からはまた新しく変わるという事なんですよ。指定管理内の大きな変更がある訳ですね。ふれあい事務所があったり、旭寿園でデイサービスがあったりと、この度は、あんしんセンターで一つでやると、と言う事になると、指定管理期限内で大きな変更がある時には、きちっと相談を社会福祉協議会の会長、副会長、あるいは、町長、副町長、それから担当部局、そういうところで、しっかり相談するのが、筋でないかと。と言う様な話で、次年度の予算で先般来たばかりですけど、82号、社協便りを見てもみますとね、介護保険事業で5,200万、5,300万位ですね。その前年度は3,300万位で、およそ2,000万位その介護サービス事業を増やそうと、それでないと帳尻が合わない。と言う様な社協だよりの先般区長が配ってきた内容なんですよ。で、その前の年の28年度は950万程、積立金を

取り崩しをして、調整した。帳尻合わせをした。と言う様な状況なんですね。で、その事で、議員さんどう考えているんだ。という話がありました。それから、このまま行ってしまうと、積立金が枯渇するよと。その時は、町はどういう基本的な体制で、社協と向き合うのか。それから、もう一つは臨時パートの職員の待遇ですけども、この方言うんでは、沼田の臨時パートの待遇が悪いので、やっぱり深川とか、他の町に行って働いた方が、待遇が良いと。そういう人がかなりいるよと。と言う様な話なんですね。この3本が、今回その方が、疑問に思っている事でありまして、私もいろいろ調べさせていただきました。そこで事務局に調べて頂いたんですが、デイサービスを受託しているのは、沼田だけと言う事なんですね。それから管理負担金については、ほとんどが無しなんですね。あるのは、光熱費を別会計で払っていると。沼田の場合は負担金と言う事で25万。これが新しく安心センターに行きますと10倍くらいに37%で6月の時に全員協議会で配って頂いた資料で私の計算ですけど、しますと10倍位になっている。それから他の町の社会協議会の庁舎負担は無いのと、それから北竜町あたりはね、施設委託料として、町から委託料を貰っていると。社協の収入。これは沼田も同じかもしれませんが、光熱は町を介さず直接契約するという所がほとんどなんですね。こういう事で、沼田の場合は、デイサービスがあるから、こういうシステムを採っていると言う事も言えない訳ではないんですけど、相当額がデイサービスにおんぶしていると。デイサービス事業で儲けて、町に払っていくと。と言う様な状況になっているんですね。そこでデイサービスがどんな状況かと言う事で、介護保険をずっと調べてみますと、18年から21年の時に3期ですね。この時は、1,500万づつ社会福祉協議会が儲かっていたんですね。その後、どんどん悪くなってきてまして、27年から29年、これは儲かっても200万位で、先程80号を貰いましたら、27年度の会計で500万を積立取り崩ししている。更に28年度に至っては、950万の取り崩しをしていると。と言う事で、残っている残金が1,600、1,700万位になるんですか。と言う事で、積立金が枯渇していると。こういった時に、更に新しい計画で30年度の事業を行った場合、デイサービス事業が相当儲かる。あるいは今まで町が受けてやっている部門を社会福祉協議会に委託した部分と、それから介護保険のデイサービスと、それらに対して、本当にこんだだけ2,000万も今年より、ちょっと儲かるのかな。更にその前の年見てもね、950万取り崩している訳ですから、3,300万のうち、儲からなかったと言う事なんですね。で、これらを計算すると、3,000万位取り崩ししないと、あるいは儲けるとしたら、安心センターで事業を拡大してどんどん来てもらってね、負担をしてもらう。あるいは、人数が増える事によって、デイサービスの収入があるという条件にならないと、この予算が、数字合わせしたんならこれで良いんですけど、数字合わせで無いとしたら、架空の数

字になっちゃう訳ですね。で、その方が心配しているのは、もう来年1,600万取り崩したら、もうお金はありませんよ。と言う事なんですね。と言う事で町は、そういう状況になっている社会福祉協議会と安心センターの利用料とかそういったものを含めてね、どういう風な考え方にしているかと。と言う事でこれがまず1点ですね。積立金取り崩し三位一体の時でしたけど、3年間で3,000万、先程聞いたら、2,000万と言う事なんですね、ちょっと私も3年間で2,000万と言う事で良いのかな。と思いますが、ちょっと私の勘違いかなと思いますけども。と言う様な事で、そのような事で1点と。それから、先程の質問に関わるんですけども、町が考える安心センターでのサービス。これについては、町の人が、デイサービスで、他の町で、やっておられると。その人がどんどん戻ってきてほしいと。という願いですけども、議員の仲間でも、なかなか戻るのには難しいでないかと言う方もおります。で、どういう企画で、そういう戻ってきてもらう。そして、サービスの運用益を上げるという考え方でいるのか、それをするには、専門職員と言うか、営業みたいな方とかね、そういう人がいないと、なかなか利益を上げる様な、利用者が増える様な状況にならないのではないかと言う事が2点です。それから3点は、先程言いましたけども、沼田の臨時パートの試用期間とかね、あるいは賃金まで含むのかもしれませんが、沼田よりも他の町の方が、あるいは市の方が有利だと、と言う様な話も聞いております。で、これらに対して、働き方改革の中で、町はどんな指導をされているか。この3点についてお伺いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）色々ご心配かけて申し訳ないと思っております。議員も色々仰いましたけども、今回の社協に委託しているデイサービスの部分だけですね。お話しさせていただくと、現状で一時は利用者が20名位まで行った時期もあって、ご存じのとおり、沢山いて、さっき言った様に利用者の増で、2回に渡って、3,000万を社協が持ちすぎて、色々問題があると言う事で、22・23年と町に積立金の中から3,000万を2回に渡って、町に今、入れて頂いて、町で今それは、福祉基金の中に積んであります。そういう状況だったんですけど、最近の介護のデイサービスの利用者が減っていくのと、それと町外に出て行って、今、町外での例えば、リハビリ型のところに行ってらっしゃる方もいますけど、そういったこともあって、利用者が減ってきた事によって、収入が減ってきた。というのが事実でございます。我々もそれを何とかやっぱり、そのままでは駄目で何とか利用者を増やして行って、そして、少しでも介護度を改善する。それは町全体でも介護保険といろいろ影響してきますから、町としては、それを何とか改善をする事によって、収益を上げると。という形で、改善計画を去年から社協の担当者といろいろと打合せして、現在、施設を新しくオープンするにあたっての改善計画についても、打合

せをしております。改善計画によると何とか、これは30年度からなんですけど、正式に動きますので、そうなる利用者が増える事によっても効果あるし、例えば、今ある中では、サービスの時間を1時間延長するとか、ま、色々とデイサービスの担当者の中でも、色々と工夫をしてですね、今、何とか、個別のサービスをするとか、ま、色々な所でこれを契機に、経営改善を図ろうと言う事で、社協とデイサービスの方と打合せをしてしております。それで行けば、私共も、何とかあの、それともう1つ、町がこれから行う総合事業も含めてですね、社協に委託する事も考えていますから、それら諸々をやっていけばですね、何とか、行けるんでないかと言う事で、今、打合せをしています。ですから、これはあの、ま、そういった見込みでやっ行って行かないと、社協も町も大変な事になりますので、それは私共も基本的に、議員も仰る様に、社会福祉協議会と我々、行政の福祉介護の部分を一体的にやっ行って行かないと、この町では駄目だからって、例えば、町外から民間事業者を入れるなんて事は、私共は考えておりません。ですから、社協をきちっと育てて、行政と社協がしっかりやる事によって、住民の介護サービス、それからいろんな面でも改善されて行くんでないかなという基本的な考え方でいます。そういった事がありましてですね、去年、社協のそういう状況も話があって、会長の方から何とか支援していただけないかと言う事もあってですね、去年からですね、前の事務局長が辞めるにあたってですね、町から1名、去年ですね、職員を出向させて、1年目で28年がそうですね、それで2年目、今、再任用でいますので、それらは、全部町で給与を持ってますから、その分では、社協の全体での会計は多少、多少ですよ、そんなに改善されませんが、私共は、きちっとその辺は、理解して何とか自立できるような形でですね、今、応援をしているところでございます。これは、ご理解頂いていると思いますけど、これを、最大3年間、来年、30年までをその事務局長の分については、再任用を私共が見ますと、言う形で、前の社協の役員さんとは話をしてですね、今、現在に至っております。それと、併せて、今、議員からも心配ありました全体的なデイサービスの運営、それから、社協の事も含めてですね、何とか経営が改善される様な事で私共も、町としても、全面的に、担当の局長とですね、色々と打合せをしておりまして、基本的には、社協なりのところに、迷惑を掛けない様な形でですね、やっ行って行かないと大変な事になるという認識を持ってますので、それはそれで、きちんとやっ行って行きたいという風に思っている所でございます。それで、今、社協では積立金という形では、内部留保という形で持っていますから、それを今、取り崩して、毎年の決算の中で使っている状況です。ですから、先程言った3,000万は今、一時的に預かっている3,000万につきましては、施設の改善費用に360万使っただけです。それ以外には手を付けておりません。で、社会福祉基金に積んであります。まずそれが1点ですね。で、私共は、そうい

う形で、今回、今年度、これから、10月から、また、新しい形で運営されますから、その中の状況を見て、施設の使用料も含めてですね、その辺は社協に過大に請求することなく、今回の施設は、一般の利用者も使ったり、それから、町の介護事業とか、それから総合事業とか、いろんな面で使うもんですから、今までだったら、デイサービスの使用料というのは、はっきりと解っていたんですけども、あの、ランニングコストとか解ってましたけども、今回そういった事で線引き出来ませんので、一応、面積按分という形で一応考えてますけども、それはあくまでも、参考でございまして、今後、利用状況等も含めてですね、社協とその辺の細部は詰めていきたいと。という風に思っておりますので、これについても、我々も最大限の配慮をしていきたいなと考えているところであります。それからですね、専門職員の、必要な資格を持った職員は配置されていますけども、議員が仰る様に企画とか、全体のデイサービスの運営も含めてですね、これらについてのちゃんとやれる職員はいないのも、私共も懸念はしております。それはいないと、現場のデイサービスの所長さん以外、スタッフですので、その辺をなかなか上手く新しい事業を入れるとか、色んなことを含めてですね、スタッフが不足しているのではないかという認識を持っております。ですからそこを社協で雇用するのか、例えばまた、町の方から、介護福祉事業に精通している者を職員として、送り込む事も一つの選択肢かなという風に思っております。そんな形で何とか、私共も、今、安心センターに私共の専門の職員を、担当の職員を配置致しますので、それらと連携しながら、今後、社協との協議によって対応していきたいという風に考えています。それから働いている方の賃金が低いという風な話もございましたけども、どのレベルか私も詳しくは承知しておりませんが、その辺は人材を確保するという観点からもですね、きちっとやっぱり、社協が運営されていけばそれなりの賃金も出せるという風に思いますので、それらについても、社協と充分協議してですね、その辺の働いている方がですね、ちゃんと働ける様な体制を取る様に、今後とも社協と打合せしていきたいという風に考えてます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）さっき言った三役同士の会議は、やっているんですか。

○町長（金平嘉則町長）まだ、やっておりません。

○8番（杉本邦雄議員）そういうところがね、きちんとやっていないと、理事会も中身が解らん同士で、話し合いがされてるのではないかと。それがね、やっぱりあの私に、ちょっと解らないと言ってくる所があると思うんですね。こういった大きな改革というか、変わる時にはね、きちっと三役同士で話をして、次期の指定管理まで含めてね、あるいは、期間中の指定管理まで含めて、充分話をしてね、会長、副会長が解らなかつたら、他の人もみんな解らないわね、そんな状況でね、育てて

いきたいと言ってもね、理事者も解らないんですから、そういう事にはならないと思うんですね。育てるんなら、育てる気持ちをきちっとね、目標持ってやって行かないと組織は前に進みません。やっぱりトップあるいは副会長がね、しっかりしないと組織はまとまっていきませんから。そういった意味では、三役同士できちっと話をする。その事が必要だと思います。そういった中で改善計画というのが立てられて、そして、サービスが沢山利用してもらおう。あるいは利益も上がる。そして、先程言われた様に町からの出向のベテランの指導の出来る方が入ってくると。そういった組織力が無ければ、この計画立てたとおり2,000万もね、一辺に事業量を増やして来ている訳ですから。一年間で2,000万も売上上げるとすると、介護保険の中でどうなるのか、良く私は解りませんがね。そういう事の書き方からすると、帳尻合わせだと。そうしなければ積立金をどんどん崩していかなければいけない。先程から聞きますと、3百何十万しか使ってませんから。2,600万プラス1,600万で4,000万以上の積立があると思っても構わないと言う事、そんな油断はね、今の時期でありますから、出来ませんが、そういった考え方も持っていると言う事は、先程解りました。そこでもう1つ先程も言いましたけども、他の町村の管理負担金。ほとんど無しなんですね。今回、安心センターでランニングコストと言う事で37.14%が、先程もちょっとこの数字も、と言う話もありましたけどもね、これに基づいて、計画されている訳ですよ。そうすると一辺に10倍になると、私の計算では250万。25万が250万に跳ね上がる。と言う6月に出したやつから見るとそういう風に計算されるんですね。ですから、他の町村では実費弁償。実費弁償ですから光熱費だけですね。他で別なものを払っているという所はないんですね。後は管理負担金はないと。これが他の町村の事務関係ではね。片方のデイサービスは今までとおおり、それはあの、旭寿園に払っていった方が良いですから。もちろんその辺はまた、町に戻すなり、按分するなりと言う事は解りますけども、管理負担金は他の町村がないのに、沼田だけが取るというかね、今までも25万支払してる。更に6月に出された資料で計算すると10倍だと。これではね、基金が何ぼあっても足りないというかね、他の町村に合う様な形で、運営してもらわないと、それはもうやるせない。余った時は、町の基金に積んでもらうと。それは良い方法ですけど、今の7期の介護保険の在り方を見ますと、そんな単純な話で無いんですね。高額者には3割の負担を求めると言う事ですから、高額所得者もやっぱり考えて、介護デイサービスに当たると思うんですね。そういう事を考えるとなかなか大変な事だなと。そんな風に考えるんですけど、それらを含めて、やっぱりこの計画書、これ、どうですか。誰が見ても、ちょっと2,000万も事業量が増えて赤字になるよりと言う様な、そんな単純なものでは無いと私は思うんですけども、本当に先程、町長が言った様に経営改善やら人を育てて行っ

て、そして、この計画書とおりにやれるという様に皆さん思っているんですか。どうですか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、その前にあの、今、現在としても、デイサービス事業の中でですね、旭寿園に今、負担金として360万払っています。だから、それが全部無くなる訳でないけども、食事の分がありますから、その分が減る事は間違いありません。で、そういった事をまず前提にして、他の町は社会福祉協議会が介護事業の事業としての介護事業所をやってませんので、うちの町だけなんですよ。北空知の中では、そういった特殊性もあるので、事業所としての経費とかいろいろありますから、それらについては、そこは、入ってくる収入もありますから、その辺でそういう事をやる事によっての収入が出てきますから、そういう所から使用料を貰うという根拠で、今、話をしております。そういう形で話をしています。それで、新たな改善計画につきましては、これは昨年からデイサービス職員、それから、事務局長等も含めてですね、こういう風にして自ら本当にやる事によって、人数を増やす、それから利用時間をサービスの時間を増やすとか、色んな事でやれば、出来るんじゃないかという計画です。ですから、私共も、それを実現出来る様に私共も協力をして行かなきゃいけないなという風に思っていますけども、何とか、その方向に近づける様な形で、私共も行政も協力して行きたいなという風に考えています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）6月に配られたランニングコスト。安心センターの部分とデイサービスの部分。これ数字から全部計算していくと、先程ね、旭寿園に3百何十万、60万位払っている額に相当する分を弾くと1千5万8千円になるんだよね。私の弾いた中では、デイサービスセンターのランニングコスト。社協負担は62.86%なんですよ。これとね、前回、維持管理委託ですか、町から受託するんですけども、これらも62.86%で計算、これ2つ足すとね、1,000万なんですよ。だから600万負担が増えると、340万に、という計算に私はなると思うんですが、これは、俺の計算が違うのか、これ出してきた以上、この数字がね、正解だと私は計算したんだけども、そういう風になると、1,000万、360万の旭寿園の分が1,000万になると、と言う事で、この事業2,000万事業量増やして、帳尻合わしたんじゃないかと。そうしないと何で、こんな高くなるのかなと言う事が、不思議でしょうがないですよ。2,000万もね、3,300万しかデイサービスやってないやつが、2,000万増やして、5,300万になっているですよ。だから、どうも計画任しておいて下さい。と言っていますけども、町からもらった資料からすると、そうは単純に行かないと。そんな風に思っているんで

すが、どうですか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、ここで、あの、数字を突合わす事出来ませんので、議員が仰る数字の根拠と、私共のやつ、再度、別の時点で確認させて下さい。私共、担当の方でも勘違いしてるものあるではないかと思えますんで、それは、ちょっとざっくりしたお話だと思えますんで、その辺、私共後で、個別に対応させて頂いて、基本的には、デイサービス、社協の方から過大なものは貰おうとは思っていない。基本的に、考え方としては。あくまでも試算、きちっと割れるものではないので、それは解るものだと思うんですけど、その辺は、柔軟な考え方で対応していきたいというのが基本的な考え方です。はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。今の4回目になりますよ。

○8番（杉本邦雄議員）4回目というより、すぐ変わりますけど、出来ればね、全員協議会で示して下さい。議員の方も解っていないと。ランニングコストを37%とね。62%という出している。その根拠となるものが私達も解りませんからね。解るような説明をしてほしいと思えます。それで、次に移ります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○8番（杉本邦雄議員）もう一点は、自治体の基金残高が地方交付税抑制の対象になってるか。と言う事ではありますが、答えはなっていないのが本当だと思いますが、ただ、次年度以降、心配だと言う事で質問をさせて頂いております。今年の経済諮問会議で、書いてあるとおり、安倍首相がね、自治体の財政調整基金が、10年間で8兆円増えた。で、2015年度に21兆円になつると。こんなにお金が余っているのであれば、地方行政改革を加速させないかと。と言う事は、実態を調査して、交付税を減らせと。これを指令を出したんですね。ですから、来年以降に出てくるんでないかなと思えますけども。そういう風になりますと、私もあの10年前の決算書を調べて来ました。で、10年前の決算書から行きますと、財政調整基金は550万です。ただ、ちょっとね、この内容には問題があるというか。5月31日で行けば、2億500万位が基金の残高になるんでないかと。その間は、お金が無くて各科目で流用してた。という風に考えますと。それを見てもね倍額になっているんですね。財政調整基金が。ですから、各町の部分を足してくと、早く言えば8兆円増えたよ。そんなに増えるのであれば、交付税そんなにあげれないと。と言うのが国の考え方なんですね。ですけども、考えて見たら、我々の町はね、先の町長の時も、自らの報酬も削ったり、職員の報酬も削ったり、あるいは我々の報酬も抑えてね、そして貯めて、基金を造成してるというのが、本当なんですね。ですから、安倍首相は、本当にその数字だけを見て、多く言ってるから、戻してもらおうというかね、次、交付税で調整しようと。と言う様な流れがあると。その中で

は、総務省と財務省が綱引きしたと、財務省は安倍の言うとおりにやれと、総務省はそんなことしたら、町が潰れると。で、知事会では、これについて大きな反発があったと。こういう記事が春の時点で、流れておりました。で、1番に書いてあるのはね、国の収入が変われば交付税が変わるんですけど、一定の水準で地方公共団体がね維持出来る様にと、と言う事で財源を補填している訳でありまして。これについては、問題はないんですが、見直しと言う事が、今年もありました。来年も更に、これが付加されて来ると、大変だよと。と言う事も考えますし、実質、8兆円上積みされてる訳ですから、沼田町も倍額になっている訳ですからね、もしかすると、そういう手が加えられる可能性もあると。そういう事を考えるとね、先程、質問した社会福祉協議会が、真っ赤になって、どもならんという様な状況までね、しないで、やっぱり、そういうところに、きちっと使うものは使っていくと。そういう事を考えて行かなきゃいけないんでないかな。と言う事が一番下に書いてあります。で、コンパクトエコタウン構想を進めると言う中でね、町の財政調整基金の適正額というものは、どれくらいに考えているかと。何でもかんでも削ってね。財政調整基金が沢山あっても、眼付けられるだけですから、目的基金の方に移すとかね、そういった方法もあるんだろうとは思いますが、更に色んなところに私達も、先般ね、八雲町行って来たんですが、八雲町で資料館ですか、で、一時300人位しか資料館に人が来なかったのが、3,500人に増えたよ。何で増えたかと言ったら、熊の木彫りの研修やら、展示やら、そういう事で増えたと。で、やり方によってはね、例えば、沼田の資料館も雨漏りして、人は入れないことにしてますけど、本当に雨漏りする位ほっかといて良いのかと。そんな気も私もしますし、色んな面でね、町懸案の事業とか、施設管理、これらに陽の当たる所は、きちっと当てて、町の活性化の為に、事業が展開出来るんなら、そういう方向もね考えてやって行くと言う事も必要だと。そういう意味でね、それらの内容について、具体的にどんな事を考えておられるかと。また、あの若者の定住とかね。今一生懸命やっておりますけども、更なる投資をしていくとか。パートの、沼田町が他の町より悪いという条件がありますから、それらに対応して、沼田で働いてもらうとか、色んな具体的な策があると思うんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）あの、今、議員が心配している交付税も含めて、財調の財政調整基金が沢山ある町には、交付税を減らすとかという話は、去年、その前からも話がございます、順番後先になりますけども、私共の経過として、色んな状況の中でですね、昨年度、財政調整基金から5,000万を取り崩して、今、基金残高3億6,600万。の財調を、今、保有しております。ですから、今後ともあの、ここに眼を付けられて、交付税を減らされたら、大変な状況になりますので、その

辺の情報を収集する中でですね、これを、ま、あの、これは今、議員が過去の色々な取り組みの中でとか、色々な節約する中で、結果的に貯めて行った。というか、財務省は交付税の中から貯めたんでないかと言う財務省の役員さんもいらっしゃいますから、そう言った事もあって、昨年そういった措置を執らせて頂きました。私共は町の色々な政策事業、町民サービス事業も含めてですね、特定の目的基金を沢山、ご存じだと思いますが、色々作って、そこに積んでおります。そして、それを、何で言うんですか、取り崩して、色々な今、移住定住策とか、商工振興策とか、それから病院の赤字補填のものに充てるとか、と言う形で、そこら辺は、上手く目的基金を使いながら、運用しているというのが、議員さんもお存じかと思っております。ですから、今、現状としては、全体的な特定目的基金、それから財調、それから減債基金もありますから、現状としては、資金にショートを起こす様な状況ではないという様に考えています。そういった中で、今、議員が仰る様に、色々な財調の中から、色々な事業を展開して、やってまた、更なる振興策も当然やるべきだと考え方、私も出来たらそうしたいと思えます。全体的な基金をそう簡単に減らせる訳ではないので、その辺は慎重にですね、ま、本当に有効な地域振興策があるんでしたら、そこにまた、事業も展開する事も、今後必要かなという風に考えている事でございます。そして、先に戻りますけども、全体の中で、昨年度、今年ですね交付税に影響があったかどうかと言う事に関してはですね、今年の交付税は昨年度の交付税に比べて、5.7%減の1億2,000万円が減額されております。要因は、新聞の報道で、地域経済の雇用対策費の減と報道ありましたが、大まかに地域経済、雇用対策の算定方法の見直しによる影響で5,200万。過疎債の12年償還が完済しましたので、これによって4,000万。という形が大きな減額の要因であります。今後、基金に関するですね調査が、これから、振興局で3回位、調査がありましたので、多分、国は色々な形で、地方の市町村の基金状況を調べて行って、対応していくんではないかなと思っておりますんで、私共は、基本的にきちっと対応してですね、基金の管理をしっかりして行きたいと言うのが今、まず現状でございます。2番目の質問でありました、今後も基金はですね、基本的には、財政調整基金、減債基金、その他の目的基金とありますけども、今、議員が仰る財調の適正な額についてですね。いくらかと言われても、いくらという明確な根拠がありませんので、答えるには、ちょっと難しいんですけども、何とか、それを町の基準財政需要額の25億円を加味する中で、上手く今言った様に、特定目的基金に積み立てて行ったりだとか、事業毎の変化をして行きますので、それらに充分に対応していきたい。という風に思っておりますし、基本的に、財政調整基金というのは、災害復旧、その他緊急を要し、または必要やむを得ない財政需要に応ずる財源を積立する。という性格がございますから、そこをきちっと確保しながら、議員が仰います

様に、これが今、私達が持っている財調の3億6,000万が多いのか、少ないのか判断基準が、はっきりと私も解りませんので、その辺は国の動向を見ながら、状況によっては、移し替える事もやって行きなきゃならないという風に思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）時間が過ぎていきますから、簡単に適正額と言えばね、ずっと私も、議員経験の中では、大体2億円位がね。スタートして税収が入らない期間。その期間に事業をやるなり、あるいは職員の給与を払う、これらは2億円位今まで、調整に使っているんで、やっぱり倍額あると言う事は、もう少し考えて運用したら良いんでないかと。と言う事で質問を終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。町長。

○町長（金平嘉則町長）2億がどうかと言う問題については、またちょっと、議員なり、議会の皆さんとも論議しながら、その辺は、しっかり皆さんに開示しながら、この基金の運用は、町民の皆さんのものですんで、しっかりと管理をして行きたいと思えます。

○8番（杉本邦雄議員）はい。終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）次に通告順3番。高田議員。商工業者に対する町融資枠を増額するべきだについて質問して下さい。

○1番（高田勲議員）1番。高田であります。今回はですね、沼田町中小企業特別融資。一般的には、町融資。商工業者に対する町融資と呼ばれておりますが、この町融資について、現状を訴えて、商工業者への経営支援に対する、町のお考えをお伺いしたいという風に考えます。通告書にも記載していますが、この町融資はですね、商工業者の事業の継続とか発展、あるいは近代化、そして商店街の振興に多大に寄与しており、要綱を見てもみますと、昭和47年位からどうも始まっている制度であります。私の記憶が正しければ、私が議員になってからですから、今から6年位前だったかな。一時融資枠を増やして頂いた経緯があるのかなという風に記憶をしております。今ではですね、商工業者の経営に欠く事の出来ない施策となっております。また最大1.5%のですね。利子補給、それから保証協会の保証料も補填頂いており、近隣の町、市に比べましてもですね、非常に手厚い支援を受けている。この事についてもですね、商工業者も商工会も日頃より大変感謝をしているところでもあります。さて、全体の融資額ですが、現在は、1億5,000万に設定をされております。この内の融資枠の25%、即ち3,750万円を現在、町が指定金融機関に預託する形で、1億5,000万円の融資の運用がされております。今定例会の議案と一緒に配布されましたですね、平成28年度の決算説明書によりますと平成27年度末の融資額がですね、9,872万円。1億円割っています。9,872万円。平成28年度末の融資残高が1億3,052万円。差の差額3,20

0万程ですけども、増えてございます。窓口が商工会でございます。取り扱っているのが北空知信用金庫の沼田支店で預かって頂いている訳ですが、当然、保証料とか、利子補給の率も良いと言う事で、借主さんになるべく負担が少ない様な資金を進めたいと言う事で、当然、商工会の経営指導員もそういう観点から、融資を進めておりますので、当然こちらの方に重心が向くのは、これはもう当然の事なのかなという風に思いますが。それにしても、なかなか資金需要は旺盛なのかな。という風に今、考えてございます。さて、通告書と共に配付させて頂いた資料をご覧頂きたいという風に思いますが。データは北空知信用金庫沼田支店さんからですね、数字を頂きまして、自分で作ったもので、多少見苦しいと思えますけど、ご勘弁を賜りたいと思えます。ここ直近1年間の町融資枠の残高をグラフと表で表したものであります。ちょうど1年前。平成28年の8月、7月、9月位はですね。大体全体で1億2,000万位程度の残高で推移して来ましたが、グラフの見た目も解るように平成29年3月、28年度の最後ですね。この辺りから残高が増加して来ており、この8月末の直近でございますが、1億4,028万円程の残高となりました。1億5,000万の融資枠に上に張り付いている状態であり、実行率は実に93.5%であります。問題は中身でありまして、中身を見てみますと。これもグラフを見て頂いたら解るんですけど、融資上限が500万で、返済が5年以内の運転資金。これについては、多少の凸凹はあるんですけど、全体としては微増の状態、推移してます。ところが、融資上限800万円、それから返済15年以内の設備資金が、前年8月対比で1,745万円の増加、比率にして40%増加。と言う事になってございます。結局15年の返済というのは、なかなか無いと思うんですけど、設備資金でも、10年位が多いのかな。その都度その都度、金融機関と借主さんが相談して、これらは決められている訳ですけど、返済期間が比較的長い設備資金が増加した事により、融資枠そのものが非常に今、窮屈な状態がここ数か月続いています。借主さんがまとめて返済する等の事があれば別ですけども、通常毎月ですと、月で1月当り193万しか融資枠が、返済がそれだけしか無い訳ですよ。ちょうどこのグラフの最後の29年の7月と8月を比べて見れば解るんですけども、融資残高が減っている分が193万。たまたま8月は、融資実行額が無かったもんですから、これで推測すると193万円程しか融資枠は増えて行かない。返済が行われる。因みに1億5,000万を193万で割ると70何か月、6年ちょっと位ですから、ま、この位なのかな、という感じはしてございます。あの、このままで行くとはですね。借りたい時に借りれなくなったり、最も危惧するのは、ま、借りたい時に借りれないのも困るんです。最も危惧するのが、例えば500万借りて、計画的に返済して運用して行った。で、残金100万になった。借り換えしたいね。もう1回500万借りて、借り換えしたいね。そうやって段々借金減らして行くんですけど、

そういう時に借り換えようとした時に、借り換えれない状態。が出来る。これがやっぱり1番商工業者としては、辛い状態でありまして、資金ショートに繋がるですね、最も危険な状態となる訳であります。あの、国の制度の差とは理解していますが、農業者に比べて、商工業者はですね、このような支援策が中々少ないのが現状であり、このような町のきめ細やかな施策にどうしても、頼りがちになるのも、これまた事実であります。決算説明書によると、28年度分の利子補給を受けた件数が33件。これ述べ件数だと思いますでね。重複している人もいると思うんですが。大体商工業者が今、110件程度で推移してございますので、商工会員の大体3割弱位が利用されているのかなという風に思います。非常に重い制度でございます。預託金を是非ですね増額して頂きまして、融資額を増やして頂く。当然、利子や保証料の補填に対しても、経費が掛かる訳でございますが、商工業者が安心して店舗、会社の経営が出来る様に支援しては如何かと思っておりますが、町長の考え方をお伺いしたいという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）この制度は、沼田町にとっても、商工業者にとっても、保証料全額補填などですね、有利な補償貸付と言うか、制度でございますから、今、議員が仰る様に残高が足りない。それから、昨年度の設備に大きな2件程があった。と言う事がございました。それは本当とても良い事でございますね。そんな状況でありますけども、毎月200万程の償還がありますけども、現時点で、商工会に確認すると、新規の借り入れの希望や問い合わせは無いという風に、今、商工会の方から返事を頂いておりますけども、万が一と言うのもありますから、議員の仰るとおり、何とかこのですね、融資実行率93.5と上限に近付いてますので、何とか対応する事は、必要かなという風に思っています。今後、これから年末を控え、運転資金も多分、色んな面に出て来るかな、という風に思いますので、この融資枠の見直し、例えば、預託金が3,750万で4分の1、1億5,000万ですから、これを4,000万にしたら4倍の1億6,000万になりますから、これらについてですね、商工会の会長も含めて、信金も含めて、これを今から12月の補正にも間に合いますから、12月の補正か、状況によっては新年度予算の中での増額は、必要があるんで無いかと私も認識しておりますので、それは、今後とも充分に商工会とも連携を取りながらやって、商工業者の方が困らない様な形で対応して行きたいと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）はい。大変有難うございます。あの、来年度からと言われたら、年越せない商工業者が出るかも知れないと、ごろつこうと思ったんですけど、それでも無くて、確かに、表見ても解るんですけども、去年も11月、12月で1,

000万、1,000万、借り換えもあるんでね。取扱金額ですから、借り換えもあるんで、手元に残るのが幾らだったか、ちょっと解りませんが、借り換えも含めて、これ位の融資の実行額がある、あるいは、年度末も、これは設備資金を含んでますけども、かなり大きい額の融資額がある。年度末よりも、年末ですよ、11月、12月と言うのが、なかなかこれやっぱり大変なんだろうな。越せるのかなという風に、自分でもグラフ作りながら、非常に思っていたんですよ。年度途中でこういう風に枠を変えると言うのは、非常に乱暴な事なんだな。と言うのは僕も解っていて、お願いはしているんですけど、ただ、この状態を見ていると、例えば、来年の3月まで、このまま借りる人がいないとしても、1,200、1,300万しか枠空かないんですよ。すると1億3,000万かその位までなっちゃうんですけど、これできっと借りない人がいないと言う事は考えられない。ちょっと考えにくいのかな。どんどんどんどん、みんな運転資金とか転がしているんでね。今、町長の方が有難い事に言って頂いたのが、商工会と話をし、信金とも話もして、それで、現状をよく見ながら、場合によっては、困らない様なスタンスを取りたいと言う事でしたので、私の一般質問は、それで目的は果たしましたので、これで終わりますけども、どうか、今後とも商工業者に対する経営支援をお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）直に、生の商工業者を代表して、生の声を切実に、言って頂くのが、私共も気が付かない面もございますので、そういう面でご意見質問を頂いたのは感謝いたします。有難うございます。

○1番（高田勲議員）終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次、通告順4番。久保議員。町長は、全国ワースト4位と報道された沼田町の水道の未来図をどう描いているのかについて質問して下さい。

○5番（久保元宏議員）はい。久保元宏です。私は、町長は、全国ワースト4位と報道された沼田町の水道の未来図をどう描いているのかを問います。週刊ダイヤモンド2017年7月19日の水道クライシス。私も買って読んだんですけど、これなんですよ。私も、札幌とか東京でサラリーマンとかやっている時には、よく週刊ダイヤモンドとか東洋経済とか経済週刊誌を良く読んだんですが、久しぶりに見てみて、ちょっとびっくりしたので、これに対して、町長のお考えで、いやそうじゃないよと。もしくは、ま、そうかも知れないと。そういった修正のお話を頂戴出来ればなと思って、この質問を差し上げました。この特集は、水道クライシスというタイトルで全国1,219市町村の全国水道危険度ランキングという事で大きな表になっています。またインターネットでは、全ての末端の順位まで載ってますん

で、雑誌を買わない人でも、見れる様な環境にあります。概略、沼田町だけ掻い摘んで言いますと、順位、沼田町が日本中の市町村の中でワースト4位だと。北海道沼田町ワースト4位で、その根拠と言う事で、4つの数字から健全度というのをを出しているんですが、健全度が115.1。一番悪いのが、北海道空知管内の由仁町。85.8で。一番健全なのが、行ってみれば1,219位なんですが、東京の昭島市が295.8。その中で沼田町がワースト4位になるという様な位置関係になると。その根拠としての4つ挙げている1つがまず料金。20㎡で5,435円が沼田町でありますよと。日本で一番安いのが、三島村の300円。一番高いのもこれも離島ですが、7,798円。経常収支比率が沼田町が90.21%。これは100%になってれば黒字だという様な説明でございます。料金回収率。この料金回収率というのは、水道料金の集金率ではなくて、設備投資に対する料金を利用者の金額で何処まで賄っているか。という事で、これが100%以上なれば、維持費などの事業体が黒字になると言う様な数字の導き方としては、沼田町は料金回収率が63.96%。財政力指数が0.14で大きい程、町の財政力が強いとする。これは、この雑誌がある意味、勝手にやったと言う見方も出来ますし、どのデーターをどの様に組み合わせるかによって、ランキングはある意味作られます。ランキングとか、アンケートというのは、確かにそういう危険な側面もあると言う事も、私自身も解っているつもりです。ただ、この雑誌自体が、沼田町を敢えて、下位の方に、恣意的に置く理由はないので、まずは、この町長の持っている数字を、この解釈と同じなのか、どうなのかと言う所も、一度、今、説明をして頂きたいと思います。また、この雑誌は、都市部の管理職を中心に、13万部売れていますので、このデーターが分析されないまま、全国ワースト4位と言うのが独り歩きすると、恐らく、あの、都市部にいらっしやって、これから定年後を迎える様な方で、ある程度、財力があって、沼田町に土地を買おうか。もしくはよその町に買おうかと悩んでいる方の移住定住の心的悪影響が大きいと思いますので、先程申し上げました様に、町長はこの分析項目をどう評価するのか、また、付け加えるべきデーターがあれば、解説をして頂きたいと思います。沼田町も一方では、水道事業経営戦略というのを情報公開して頂きまして、セグメント分析の意味もされていますので、そこは、私共も評価したいんですが、それも折角まとめましたんで、それに関わって、先程の雑誌の方の数値との整合性もしくは差異等をご紹介して頂ければと思います。また、一方で沼田町の水道事業が開始した時の未来予想が、確か沼田町の人口が1万1千人になると言う様な予測でスタートされています。そこからここまで人口が減ると言う事の予測、もしくは最初から増えると言う様な予測で準備されていたと言う事も、ちょっと真摯に反省すべきだと思います。その過程の中間で、1990年代の初頭に下水道事業、水洗トイレの普及が色々進みまして、人口が減りましたけれど、

水の料金の利用度が増えましたんで、結果的に短期的にその時期は水道料金は少し増えたんですね、ですから人口が減ったけど、その部分かさみましたので、数字の上だけでは、水道事業は成功してはいたんですが、ただ、そこはやはり修正議論を4半世紀、そこでちょっと麻痺してしまったのではないかなという印象を私自身は持っております。また5年毎の改定の時期が2021年に水道料金を変えると言う様な事を予定されてますんで、それまでに、町長はどのような議論や政策を具体的に行うのか、そして、もし、仮に改定の時に一般税源を投入して、移住定住のインパクトを与える為に、料金の値下げをする、もしくは、上げる事も含めて、改定の時にメッセージを出すのか、それもこのタイミングで教えて頂きたいと思います。沼田町には、高額を投入して複数の建物もありますし、大きな建物も町長のリーダーシップで2つ出来ました。一方では、厳しい決算の特別養護老人ホーム旭寿園さんもありますし、その事に関して、母屋と別宅の関係をきちっと整理しながら、町民のサービスを全体でどうデザインするかと言う事を、まずは連結決算と水道の現場を注視する未来図を示して頂きたいと思います。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）質問された事を全部答えられなかったら言って下さい。本は入手出来なかったのがネットで見ました。1, 219の市町村。1, 219位までネットで見ましたけども、全国の市町村が1, 700程ありますけども、全部が載っていない訳ですよ。500程の町はここから除外されています。ですから、北海道の中でも、北海道の中で載っているのは、89の町だけです。北海道全体179市町村の半分位しか載っていないんです。このランキングの中には。計算されてません。それで、なぜかと言うと、例えば、比較対象団体は、企業会計の水道事業をやっているところが載っている。それから簡易水道やっている秩父別町や北竜町は、このランキング対象外になってます。それから特別会計で処理している妹背牛町もこのランキングの対象にはなってませんから載ってません。ですから、こんな事を考えたら、後で載ってるのは、深川と北空知では沼田町だけ。ですから、これが本当に、全体として、昨日報道された新聞の道新の中にも、この事は一切触れてません。ですから、本当にこれがこの雑誌がどうのこうのと私は言う立場でございませんですけど、20トン単位で行けば、北竜町は水道料金5, 300円だし、妹背牛町は5, 600円ですよ。20トン換算にすると。そういう状況です。ですから、そういう形で載っていますから、健全度という観点から、この会社は、週刊ダイヤモンド社は、今回載せたと言う事は、会社の意図があって、載せている訳ですから、そこは別にどうのこうのありません。ただ、現状としては、そう言ったデータでこれが本当に全部の日本中の市町村が載ったら、沼田はどの位のランキングになるのか、ちょっと私も、その辺は楽しみにしてるんですけど。それは前提として、冷

静な数値での論議も必要じゃないのかな。という風に思っている所でございます。私共の27年度の単年度の中での数値ですから、算定の中では27年度経常収支率が悪かったのは、機器の使用期限が迎えたメータの取替の交換が例年より、この年は、150件多かった。それからそれに関する費用が膨らんでいった。それから、有収率を上げるために行っている、漏水調査により発見した、それに膨らんだ修繕に要した経費が多かった。ていう事で、この数字が高かった。と言う事は実際にありました。27年度の数値に関してはですよ。ですから、それと後、基本料金の割合が、北空知の中でも17.5%と他の町より、当初の計画予想給水人口が1万1千という設定でございますから、それによって高かった事と、それから管路の延長が他の町に比べたら、全然比べ物にならない管路の延長が、他の町より町が広いですから、大きいと言う事があってですね。この決算数値が悪かった。と私は理解しております。ですから、1市4町の中で比べると、利益余剰金があるのは、うちの町だけですから、他のは、累積の欠損金を計上してますから、そういう意味では、こういった事が数値に反映されてませんから、そうすると現状としては、うちの町は、水道事業については、経営としては健全ではないかなという判断はしております。はい。それで当初、広域で企業団で、このダムの事業をやろうと言う時にですね、人口設定をしました。その中で、深川何万人、沼田。それでその率によって、17.5%の負担の率が、沼田が17.5%という風に今、決められて、ずっと来てます。ですね。はい。ですからそういった状況でございますから、これは将来的に、これを例えば計画の数値を見直す為には、近い将来水道料金等の見直し改定がございましたから、その時にやらざる得ない状況でございます。ですからそうすると、負担率が下がると言う事は、他の町の負担率が上がるという事ですから、これは深川も含めた1市4町の中で、十分に協議する機会の中で、論議して行かなきゃいけないのかなと言う風に思っているところでございます。ですから、今、予定では、計画給水人口の負担率の方は、平成9年に見直しをしてます。次は、平成32年の料金見直しの時期に、この論議が出来るんじゃないかなと言う風に思っています。ですから、それまでは現状のままで行くしかないのかなと言う風に思ってますので、今後、あの、企業団の大きい町なんで、施設も30年以上経っている施設でございますから。耐震化も含めて、施設改善計画を今、順次やっております。これも何十億という金が掛かりますので、これらも踏まえた中で、安定的に将来的に沼田町が安心した水をどうやって、給水を受けるか。と言う事が、ここ考えていかなきゃいけないなと言う風に考えております。そういった意味で、議員が懸念している、これが移住定住とか、他の問題について懸念をするんじゃないかと。影響するんじゃないかと。これらについての反応も何も、どっかから反応もございませんので、現状のところですよ。ですから、今後の推移を見ながら、どうするべきかと言う事は

きちっと冷静に考えてですね、移住定住は、私共の町は、他の町よりは手厚い移住定住策いろいろやっていますから。それらも含めて、相対的にこの料金も含めて、考えて行かなきゃならない。この水道料金だけの問題では無いと思いますので、全体的な中で、これはやっぱりしっかりと考えて議論していく必要があるかなと思っています。

○5番（久保元宏議員）さっき、言ったんですけど、今、答え漏れてたんで、水道事業経営戦略ですね。沼田町公共下水道事業経営戦略か。それは頂戴して、この説明を頂きたいんですけど、さっきの私の質問では、どういう風になったかと言う事なんですけど、例えば、沼田町は、借金は少なく、基金はありますよと、ただ一方で、弱点として、特別交付税をいっぱい頂いていると。特別交付税を頂いている事は決して恥ずかしい事ではないんですが、先程、杉本議員会長の質問の中でも、特別交付税いつまであるか解らないよ。と言う議論した中で、これが、例えば、収支計画の中では、3,175万2千円で1回決算をしているんですけど、10年計画の2026年には、1,824万8千円の交付税を頂く事によって、全体のバランスを取った計画を各年度細かく作られています。で、これがまず、いつまで貰えるかと言う様な事もありますし、水道料金の収入がどんどん落ちてますよ。と言う事もあります。で、沼田町は高齢化もあります。で、今、町長が仰ってくれた維持管理経費、施設もそうだし、配管もそうですよね。配管が長いだけあって、色々苦勞されています。その配管も計画的にやっている説明も受けてますが、これをもちろん掛かります。それともう一方は、今回冒頭に質問した移住定住の相対的評価がこのような事であったりとか、例えば、観光収入でおそらく来年度当初には、秩父別とか、北竜がそれなりに評価されて、ちっくるとかひまわりが35万人来客したよとか。相対的に沼田町の魅力がどうだ言う時に、水道がどの位置にいるかということに、一つのパッケージの中に出てくるのかなと思います。この利点と弱点のバランスで、この計画書をどの様に作って行ったのかと。この説明を伺いたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）ちょっと待って下さい。細かすぎて、あの、議員が仰った事いろいろ含めて、数字がどうなっているのか、詳しくちょっと、事前に説明があれば、調べたので、調べられないので、ちょっとその辺は保留させて下さい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。もう1つ久保議員。

○5番（久保元宏議員）結局、私が言いたいのは、週刊ダイヤモンドが一方でこういう厳しい数字を言っているのよ。ただ、我々はこういう様な計画をしていますよと。そこに誤差があったんだったら、胸を張っていれば良いですし、週刊ダイヤモンドないし、町外の方の第三者的な眼がそれなりのメッセージ性があるんだったら、

そこは真摯に受け止めて、ある程度修正を掛けるべきだと。そういう様な意味で2つ目の質問というか。準備させてもらってたつもりです。それでは、水道会計のめんどくさい議論をするのかと。正直、我々議員も、特別委員会で、決算委員会とか予算委員会で議論しても、色んなテーマをやって、最後に疲れ果てた時に水道が目の前を通り過ぎていく。と言う事も実際ありますし、そこは、金子代監にいろいろ監査をしてもらって、きっちりとやってもらう受け皿があるから、我々も安心して水道もやっていますし、この質問をするにあたって、私なりに調査したら、それぞれの現場で、それなりに仕事されていると言う事は、私自身も把握しています。そうでありながら、公会計というのは、政策立案の為のヒントになるべきなので、それでどうすればと言う事で、今回の質問の中にも、例えば水道料金のお話とか、水洗トイレの話もしましたが、例えば水道料金を値下げすれば良いのかと、沼田町には、大体現在、1,200戸の町民の受託があるんで、1,200戸の水道があると。最初は、1万1千人の水道利用戸数があるという把握だったんで、1,200なんで、これで1,000円ずつ仮に水道料金を下げたとしても、120万ですか、50億の規模の町としては、それなりにある程度、説得力のある事だったら事業としては出来るかもしれない。ただでも、それが良いのか。もしくはさっきも出た議論ですが、三位一体の時にいろいろ緊縮して、町民も歩み寄って、それなりの水道料金を負担して頂いて、それで安心出来る水道の供給をしているのであれば、そこに触れる事はどうなのか。と言う事が1つの事と、あと、その政策のヒントとなる事と言えば、例えば逆を言えば、使っていない水資源が沼田にはかなりあると言う事ですよね。例えば、人口1万1千人分だとすれば、人口8千人分の余力の水が目の前にあると、しかも配管の設備もあると、そうなれば、水資源の価値のある企業誘致を、水をある程度使いますよ。と言う様な事で、環境がありますよと。言う様な事で、企業誘致の展開のメニューの一つにするとか、個別の生活上水で言えば、ディスプレイ事業にここ数年ちょっと限界が来ているという議論も我々もしています。そうなれば、リフォーム事業の中で、水道の使用量が増える事業、メニューとして、建設課長の担当のところで言えば、例えば温水洗浄便座ウォッシュレットやシャワートイレとか、お風呂にシャワーのないところに、お風呂にシャワーを付けるとか。それを全額か一部補助をするような事によって、家庭の水がそれなりに増える。そうなれば家庭の水が増えるし、町民の利用度もサービスも上がるという両得の事業になるのではないかと。沼田町の水道料金は、週刊ダイヤモンドに言わせれば、全国ワースト20位かもしれないけど、沼田町の全戸にはウォッシュレットが付いていますよと。お風呂には全部シャワーが付いていますよと。それもなぜなら、潤沢な水があるからです。企業の方もサッポロビールなり、水を使う方は是非来て下さいと。そう言う様な展開をしたら宜しいんでないかな。と考えております。その結

果、水道の水の利用が増えるのであれば、水道料金も値下げするという、その好循環も生まれる可能性もありますし、それこそ大きな箱物を2つ作った町長だからこそ、今度は、生活に目線を置いた政策実行に対しての私の期待があるんですが、水道事業に対して、このような事を考えているというのがあれば、最後に一言頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）すみません。特に考えてはいませんが、今、いろいろと提案なされた事も、一理はある部分がありますけども、これはやっぱり公共料金全体の中で、やっぱりきちっと論議して行かないと、水道料金だけで考えちゃうと、下げる事によって、町の持ち出しがどの位になるかという計算をしなきゃいけないし、先程言っている広域でやっている企業団の会計の事もありますから、これはそう簡単にこっちを下げて、あっちを、色んな事あるんで、そう簡単に出来る問題ではないと思います。ですから、これは、今仰った新しい政策も含めて、新しいアイデアも含めて、これから十分に私共も論議をする参考にしていきたいという風に思いますので、また、今仰った事も含めて、いろいろとアドバイス頂ければと思います。ただ、これは、そう簡単な問題では無いし、この問題についても、これを契機に論議する事も必要かなと私は思います。さっきの雑誌の記事はどうのこうの別ですけどね。それは公共料金の中で負担を求め、負担をしてもらうか。と言う事も含め、これは公共料金につきましては、平成16年の財政健全化の中で、凍結しているというか動かしてませんから、この10年以上ですね。ですからこれは、どっかで見直して行って、今言った人口増なり、移住定住も含めて全体の中で、論議して行った方が良くないかなという風に思います。良いでしょうか。

○5番（久保元宏議員）はい。宜しくお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次、通告順5番。鵜野議員。見える化された農地の流動化対策が必要について質問して下さい。

○7番（鵜野範之議員）はい。議長。7番、鵜野です。見える化された農地の流動化対策と言う事で質問させて頂きたいと思います。農地流動化対策の質問なんですけども、この答弁については、町長、それから農業委員会の会長にお願いしたいなという風に思っております。農業委員会会長については、今期就任されたばかりと言う事で、今後、大変な時期になる訳ですけども、ご苦労お掛けするなという風な気持ちでいますし、今回、初めての議会と言う事で、大変恐縮ですけども、宜しくお願いしたいなという風に思っております。今年、春より農地の斡旋の話が、この時点で4件5件出ているんですよ。通常ですと、秋終わって2件3件、そういうペースで出てきて当たり前なんですけども、非常に速い中で出て来ておりますし、また、やめる事の事情については、年齢的な部分だとか、体の体力的な部分で言う

のがあるんですけども、今の時点でこう見て見ますと、まだまだ元気な方が、まだまだ出来るのにな。て言う方が、そういった対象の中に出て来ていると言う事で、非常に例年とは違う傾向にあるのかなと言う風に私は、感じておる訳です。ま、それも来年度、30年度より米政策が大きく変わって、農業政策が1億数千万、減るんだらうと言う事も、そう言った中に影響しているのかと言う風に感じておる訳なんですけど、どちらにしても、これまで沼田町は、農地流動化対策については、対策事業を14.5年、20年近くやってきてもらってますし、こういった事業をやっているところは、他の町でもないと言う事でスムーズに進んでいるのかなと言う風に感じておりますし、また、あの、金平町長になってからですけど、新規参入推進事業と言う事で、新しい農業者を沼田町に呼びながら、その農業者に沼田農業を継いでもらおうと言う事業も組んでいる。あと、国の事業になるんですけど、沼田町人農地プラン検討委員会と言う事で、その中では、農地の流動化について色んなシュミレーションをしながら、こういう形でやって行こうと言う事で、十分な形の中で、農地流動化をスムーズに進めてきた訳なんですけど、ただ急にこういった様な状況というのは、今後、高齢者が多くなって、農地の斡旋が増える事を想定して、不安になっているのかなと言う様な事も考えられるのかなと言う風に思っております。それで、そういった中で、農地流動化対策事業の中でも、今まで何回かアンケートをしたり、農地プランの中でも、アンケートをしたりしている訳ですけども、今後この5年間の中で、斡旋を求める面積がどれ位想定して、それがスムーズに流動化されるのかと言う事のシュミレーションがきちんと出来ているのかと言う事をまず1点、お聞きしたいのと、その時に5年後に、今の農業1戸当たりの経営面積がどの位になって、それが可能な面積なのか、想定の間隔をまず1つお聞きしたいなという風に思っております。それから新規参入事業を進める上で、現在は非常に上手く行っているのかなという風に思っております。こう見てて。それを第三者継承という形の中で、進めている訳なんですけども、農業をしたいって言う希望をして沼田に入ってくる方の中においては、いろんなパターンがあるんですよ。自分で農業をしたいんだと。農業をする時にはどうしてもやっぱり自分の資産として農地が無ければ農業出来ないって言う一番難しい部分があるんですよ。これをクリアしないとなかなか沼田町で農業したいと言ってても、それを担保してあげないと、この事業せつかく良い事業なんだけれども、なかなか上手く結びつけていけないと言う部分があるんじゃないかなと風に考えております。これについても、今の制度の中で、沼田町が担保出来るのかと言う事を、町長の考え方をお聞きしたいなという風に思っております。それから農業委員会の会長につきましては、こういった情勢の中で、農地の流動化をスムーズに進める上で、どうあるべきかという事の基本的な考え方をお聞きしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）まさしく、先日、今週の月曜日。農業委員会の作況調査がございまして、お蔭さんで収量も、全部の坪狩り終わってませんから、終わった段階で話聞くと、例年並み位の収量になるんでないかなという話を聞かされました。その中で、新しくなった社会長と、今、農地の合理化事業を含めてですね、新規参入に対して、どうしたら良いかという話もこの間、今週月曜日したばかりでございましてですね、多分、その事もまた会長の方から話あるかも知れませんが、現状としては、豊作基調で農家の方も良い状況でございしますが、かたや後継者がいないと言う状況の中で、農地を手離さなくちゃいけないと言う様な状況にある事は、私共も認知しているところでございまして。それで5年以内の斡旋に関しては、今年度の春、ひと農地プランの中で、調査した中でですね、60歳以上の後継者のいない農業経営者が所有し、耕作している農地は大体375ヘクタール位あります。そのうち今後、5年間で斡旋に持ち込まれる面積は、断定出来ませんが、あくまでも予測ですが、約半数の180ヘクタール位が今後この5年間で処理しなきゃいけないのかなと言う担当からの話を聞かされております。それで1戸当たりの経営面積がですね確定したものはありませんが、60歳以上の後継者がいない農業経営者が、例えば半数リタイアしたとしたら、1戸当たりの経営面積は25ヘクタールを超えるのではないかと。と言う時代が水田等も含めてですね。と言う事でございます。農地流動化の問題につきましては、本当に差し詰まった状況でないかなという認識もしているところでございまして。それで今、お陰様で、農業を勉強したいと言う形で2名。それと新たに1名が加わる予定でございしますが、それから居抜きでやっている方も2農家ありますが、農業に関心のある方が若干でありますけども、以前よりは増えているのかなという気がします。議員が仰った様に、どういう形で農業経営していくかと、土地がやっぱりきちっと確保されていない限りは、これは出来ませんから。そういった意味で私共も、農地の確保については、きちっと考えて行かないと農業研修を受けた後、それを例えば、どうやって新たな新規参入として、入って行くかと言う事については、ちゃんと私共も準備をして行かないと行けない時期に来ているのかなという風に思っています。そう言った認識の中で、各地で近隣でもやっていますが、どういった規模で営農をするかというのも含めてですね、土地利用型で行くのか、園芸で行くのかも含めてですね、きちっとやっぱり色んな対応をした支援もやっぱり必要かなと言う事で、前からも一応話題に載ってます例えば農地保有合理化法人の設立なんかも1つの選択肢かも知れません。そういった事も含めて、農地を一時的に保有し、新規参入者への貸し付け等を行うと。言った事もやっぱり今後、具体的に検討して行く必要があると考えておまして、今年度からスタートした第9次の沼田町農業振興計画において、

それをきちっと位置付けて今、企画班会議等を通じて、協議を開始している所でございます。こういった事もきちっとやっぱり、どういう規模でどういう形でやるかは、行政だけでは難しいので、農協も入れた中で、きちっとやっぱり農協も含めて対応をしていく必要があるんでないかなと言う認識でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員、続けて農業委員会の会長に意見を貰いますか。

○7番（鵜野範之議員）はい。お願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。辻農業委員会会長お願い致します。

○農業委員会会長（辻則行会長）沼田町農業委員会会長をやっております辻則行と申します。答弁の前に先の農業委員会の任期満了に伴う改選によりまして、昨年の4月1日に新しく施行されました農業委員会法に基づいた、いわゆる昭和26年から66年余り続いて来た農業委員の選挙制度による選任方法から、議会の皆さん方からの承認を得て、市町村長が任命をすると言う方式に変わらせて頂いて、初めての改選と言う風な形になった所でございます。それぞれ法の改正等につきましては、選任の規定が変わりましたが、農業委員会の業務等につきましては、何ら変わる事なく、しっかりとした農地の保全と流動化対策を行いながら、そしてまたそこで経営を行う、担い手をしっかり育成をすると言うのが農業委員会の目標でございます。関係機関の皆様と今後努力をして参りたいと思っておりますし、議会の皆さん方にも、6月に12名の定数の全員の承認を頂きました事をお礼を申し上げて、今後とも頑張らせて頂きたいと言う風に考えております。そこで鵜野議員のご質問でありますし、只今、金平町長の答弁もございましたので、多少重複する面もあろうかと思いますが、ひと農地プラン、あるいは各種のデータ等で現在の沼田町の農業戸数ですね。それが165戸程あって、60歳から70歳までの後継者がいらっしやらないと言う方が約34戸程、いらっしやると言う事で、金平町長から約375ヘクタール程の農地が流動してくるんでないかと、と言う事でお話がありました。ただ、あの今年度の5月の転作確認の折に、それぞれ農家に対するアンケート調査をさせて頂きまして、157戸から回答ありまして、その内の60戸が更に経営規模を拡大したい。と言う様な回答をして頂いております。ある意味でこれらの今出ようとする面積が、これから規模を増やして行きたいと言う部分と上手くマッチして行きながら、鵜野議員が言われる様に向こう5年間等については、ある程度、安泰に流動化を進めて行けると言う風に考えておりますし、また、本町におきましては、非農耕地はゼロでございます。よって、農業委員会法で定めておられます。推進委員の張り付けをする必要はございません。ただ、農業委員がしっかりと、その担当区域を持たなければいけないという事で、旧の農地組合の本町10区に分けた地区に一人ずつの農業委員を張り付けをさせて頂いておりますし、その農業委員

に對しましては、出来るだけ面積の少ない方に土地の斡旋をして頂きたかったり、また、三町以上のしっかりとした団地を造る様に斡旋業務をせよ。という風な指示もさせて頂いている所であります。何れにしましても本町3,000ヘクタール、そして水田3,000ヘクタール、畑も含めた1,000ヘクタール、いわゆる4,000町歩が人口の減少に伴って農家戸数が減ったとしても、しっかりと維持をしていく農地であります。こういった意味から致しますと、町長から話ありました1戸当たり25町経営、30町経営と言う風な状況が目に見えて加速化してくるのかなと言う風に考えておりますけども、基本は、農地流動は農家経済をいかにしっかりと育んでいくかと言う事でありまして、今の現状の中では、やはり沼田町の10地区の中に、2つ程の新たな農業法人を育成しながら、その地域をしっかりと守っていくと言う風な方法が必要だと思っておりますし、農作業の労働力の軽減と言う事で、今現在、GPS等の装置が導入をされた農業機械等がございますので、いち早くそれらを正確に機能する為に、衛星を受信する基地局あるいは通信局と言う風なもの整備もまた、町の方をお願いをして行かなければ行けないのかなと思っております。また、あの面積が増えた分のいわゆる苗立てをカバーする直販技術の進捗状況ですとか。あるいは商工業と農業の連携という形の中で、春の忙しい時には、商工会の皆さん方に労働力を提供して頂いたり、あるいは、6次産業化の中で、我々が生産したものをしっかりと加工販売をして頂く、あるいは冬場は逆に農家の方が、商工に労働力の提供をしながら、連携を図っていくと言う様な形の中で、本町の中でも、お互いの労働力センサスと言いますか、そういう形も作る必要があるのかな。という感じ方を致しております。色々な形があろうかと思っておりますけども、農地流動化イコール先程も申しました様に、農家経済の向上であります。そうした関係機関と連携を取りながら今後とも前向きに進めて行きたいと言う風に考えておりますので叱咤激励の程も宜しくお願い申し上げたいと思っております。失礼します。

○議長（渡邊敏昭議長）ありがとうございます。はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）まず一番最初の質問なんですけども、町長より、また会長より、お聞きしますと。5年以内は安泰だよと。しっかりと地に足を付けて、まだまだ農業を安心してやってほしいなと言う様な事を充分お聞きしましたし、そう言った中で、沼田農業はやって行けるのかなという風に感じた次第です。それで新規参入事業を進める上でと言う事で、町長の色々な考え方をお聞きしたんですけども、農地ってなかなか欲しい時に欲しい場所が無いんですよ。新規参入の方に例えば、農業者が余した土地を与えても、やっぱり上手く行かないですし、また逆にどうしても競争力のある地域で、そういう土地の斡旋をしてしまうと、元々いる地域の若い後継者達の規模拡大の妨げにもなっていくって言う事も、こういう農地の流動という意味では、非常に難しい部分があるのかなと言う風に思っております。ただ、

そう言った事を含めながら、新規参入者に対しての土地の確保と言う部分では、こういった短い年の期間の中で、ちょうど良い、程良い土地があった時には、上手くそれを、そう風な形の中で、もっていける体制っていう準備って言うのが必要じゃないのかな。という風に思っていますので、そう言った中で、何とか新規参入してこれる農業者の為の何か、そういう準備をしてほしいなという風に感じている次第でございます。それから会長の答弁。非常に心強い答弁で、これから非常に大変な時期になる訳ですけども、頼もしいなという風な感じではいるんですけども、やはり、どうしても、これからどンドンどンドン、色んな形の中で、農地の流動する面積が単年度の面積が大きくなって行くのかな。と言う様な感じがしております。それで、今、こう言った議論の中で、350ヘクタールだとか。180ヘクタールだとか。色んな数字が出てきて、そして、今後何戸になるっていう数字って言うのも、やはり、地域地元、農業者達がきちっと、そういう情報を共有して行く必要があるのかなという風に思っております。その事によって自分達は、いつどのタイミングで農地が買えるのか。規模拡大して行くのか。辞めるのか。と言う部分が必要になってくるのかな。昔いた農業委員さんの中で、非常にあまりにもお節介だなと思う人もいたんですけども、例えば、ここの土地はあんたが買わなきゃだめなんだと。俺、ここの土地が欲しいんだけど、と言ったら、あんたはここでなくて、ここを買わなきゃいけないんだと言う様な、それ位お節介な委員さんもいたんですけども、これからの時代というのは、そういう地域地域にあったお節介役が農業委員の仕事にもなっていくのかな。沼田町全体で言うと350ヘクタール程かも知れないけども、地域によっては、その比率で無い所もありますし、色んな事の後継者の内容を含めて考えると、地域地域のコミュニケーションと言うか、情報の共有化というか、その地域内の話し合いを持ちながら、改めて、新しいプランを立てていく事が必要じゃないかなという風に思う訳ですけど、これについて、再質問、会長の方にしたいと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。辻農業委員会会長。

○農業委員会会長（辻則行会長）鶴野議員さんから、非常にこれからの活動の中に取り入れるべく、ご意見を頂きました。それぞれ先程申しました様に担当の10地区の農業委員には、その地域の中で、農地が出たら、どっちに託すのか、って言う事は、必ずシュミレーションをなささい。という話を致しておりますし、また、公開においては、その集落のやはり理解を得る為に、充分、説明責任をお願い致したいとしておりますし、情報の共有あるいは、今後の流動化については、鶴野議員の提案された見える化の方法の中で、精一杯努力をさせて頂きたいという風に考えております。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）ありがとうございます。鶴野議員。よろしいですか。

○7番（鵜野範之議員）はい。よろしいです。

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、通告順6番の弾道ミサイルが飛来した時、どこに、どの様に避難するのかについて質問して下さい。

○7番（鵜野範之議員）はい。北朝鮮の弾道ミサイルが飛来した時、どこに、どの様に避難すべきかと言う事で質問させて頂きたいと思います。当初、北朝鮮は、グアムの方に弾道ミサイルを発射するよと言う事で、北海道に関係ない話だなと言う様な聞いていた訳ですけど、ところが、8月29日6時ちょっと過ぎに自分の携帯にアラームが鳴って、ああ、地震なのかな。何なんだろう。と思ったら、それを見ると、北朝鮮から、ミサイルが発射されましたと、発射されて、向こうの方だろうと思って、見ていると、北海道から東北に向けて発射されたって、これでまだ、自分達の所には、安全だろうと言う感覚で、このJアラートの情報を聞いていたんですよね。それが、北海道を通過って言った瞬間に、この丈夫な建物、地下に避難して下さいって。沼田町でどこの事を言うのかなって言う疑問と本当に起きた時にどうすれば良いのかなって言う思考が停止してしまったって言うか、思考が停止すると同時に自分にそんな事は振り掛からないだろうと言う危険の拒否をしてしまうと言うのが人間なのかなと言う風にその時感じた訳なんですけども、多くの町民は、Jアラートなった時に、避難をしてくれとなった事の情報に対して、どうして良いか、全然訓練が成されてないと言うか、解んなかったんですよね。そういった事について、町長にお伺いしたいなと言う風に思っております。丈夫な建物、地下に避難してくれって、これ全国的に通じる言葉なんだけども、沼田町において、丈夫な建物って、どこを指すのか、どういう所が丈夫な建物で、どこに避難しなくちゃならないのか、って言う事のシュミレーションが沼田町の中では出来たのか、出来てないのか、それであったとするのであれば、どういう様な避難をすれば良かったのかと言う事を、まず1点お聞きしたい。それから、沼田町には、それぞれ色々な施設があって、子どもが通う学校施設、それから、老人ホームの施設、それぞれ弱者が使う施設があるんですけども、例えば、これ6時だったから、学校施設は非難に対して何もする事が無かった。これが例えば、7時半から8時までの通学時間だったら、子ども達はどう避難していくのか。て言う事が想定されてたのかされてないのか。どうすれば良かったのか。と言う事が必要なのかなと言う風に感じた訳です。それから例えば、旭寿園和風園に対してでも、そのJアラートが鳴った時に、お年寄りに対する体制というか、施設の運営の仕方、て言うのがきちんとその時になされてたのか、想定がされていたのか、どうだったのかと言う事があるんですよね。なかなかこんな有り得ないと言う事の想定をしなさいと言うのが難しいのかなと言う風に思うんですけども、やっぱり想定をしておかないと、その短時間で10分程でミサイルが来る時に、考えている暇がないと言うか。想定があるからこそ、

すぐ行動に移せるって言う部分があると思うんで、その点どうだったのかと言う事をお聞きしたい。それから沼田町においては、弾薬庫がある訳ですけども、普通の町と違って、そう言った部分の自衛隊施設がある中で、もしそこに落ちたとした時に、どういう被害があるのかっていう事は、町民に対して、ある程度、情報の開示をして於かなきゃならないのかなと言う風に思っております。先だって、自衛隊の創立記念の時に、自衛隊の方に、弾薬庫を管理している方に、もしJアラート鳴ったら、どこが一番安全ですか。て聞いたら、弾薬庫の中が一番安全だって。そうですね。だけど、その10分5分の間にもうちらも弾薬庫の中に入れないって言う話をちょっと笑い話でしてたんですけども、こう言った中で、自衛隊施設に、万が一そう言った事が起きた時に、どう言う風に町民は対処したら良いのか。この3点について、お伺いしたいなと言う風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）無責任な言い方ではないんですけど、この対応については、本当に想定もしてませんし、何の対応も、学校も公共施設もしておりません。有り得ないと思っております。それが一番駄目なのかもしれないんですけども、現実的にはそうです。あとそれと頑丈なところに避難するなんてと言うのは、沼田町はそんな所ある訳ないので、全町民が避難する所と言うのは、まず不可能です。現状としては。ですからあういう形で、国は、国民保護の観点から、屋外にいる場合は、頑丈な建物や近くに適当な建物が無い場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ、頭を守ると、屋内にいる場合は、出来るだけ窓から離れて、出来れば窓のない部屋へ移動と、これが国から国民に示している唯一の事でございます。だからミサイルでJアラートで日本を飛び越えていくのか、日本の国内を狙って打つのかによっても全然対応が違ってきますから、ですから、そう言った意味では、ここが安全だから、どうのこうのと言う例えば、水害とか天災の様な対応は、同じ様な対応は多分、不可能かなと言う風に思います。ですから、状況状況によっては、町民の皆さん、一瞬の間で対応しなきゃなりませんから、それは、不可能というか難しい状況にあるのかなと言う風に認識しております。そういう形で、施設も学校についても、その後のニュースの中でですね、学校で避難訓練と言うか、何だか頭巾を被って、何て言うのかクラスか教室の中で、身を伏せてると言うニュースを見ましたけども、そういった対応しかないのかなっていう風に思っている所でございます。それで、最後の自衛隊の弾薬庫の件でございますけども、自衛隊に確認致しまして、沼田の弾薬庫は、皆さんご存知の通り地中式で、山を掘って、トンネルがあります。ですので、自衛隊の弾薬庫の中でも、うちの弾薬庫は強固な弾薬庫でございます。基本的にミサイル攻撃によって、誘爆などは想定されない構図になっていると聞いてます。だから弾薬庫付近に着弾しても、爆風で誘爆する事も考え難い。それと爆薬の種類は、

量によるか、誘導も考え難いと言う事でございます。そして、また、貯蔵されている弾薬庫には、信管、起爆装置が装着されておりませんから、これに何らかの要因で爆発しても、弾薬庫の中とか爆発しても、屋外に影響ない構図になっている。という風に回答を得ているところでございますので、我々としては、誘致の段階から、一番安全なものであると、という認識は多分、皆さんも我々も持っているという風に思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）まさかこの平和な日本にミサイルが飛んで来ると事の想定と言うのは、誰しも思わなかっただろうし、Jアラートなった時に、雷撃ミサイルが発射されて、来ないんだろうなと思ったら、雷撃ミサイルを発射するともっとも問題が大きくなるんで、なかなか発射するに出来ないと言う状況だと言う事をお聞きしているんですけど、どちらにしても、有り得ることだと言う事の想定をしておかないと、なかなか、その場になって、町民の生命、財産を守ると言う意味では、ある程度の想定が必要じゃないのかなと、言う風に感じております。それで、自衛隊の話も出た訳ですけども、私達の町の特長とか、そういった部分を自衛隊の専門的な知識を得ながら、ある程度、そういう有事の時は、どう対処するのか、避難するのか、それが一番最小限の、被害を小さくする方法はどういう事なのかと言う事を力を借りながら、ある程度、シュミレーションを立てると言うか。計画を立てて行くと言う事が出来ないのかな。もしそれが出来るとするのであれば、出来たと、なるべく早い時期に、町民にJアラートで、こういう風な事がなった時には、こういう風にしましょう。ここに集まりましょう。こういう風に避難しましょう。と言う事を周知する事によって、10分15分の間に最低限の災害が防げるのかなという風に考えている訳ですけども、そのいかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）自衛隊絡みの事は何とも、お答えは出来ませんので、これはどう守るかと言う事に関してはですね、この機会に色々と検討する必要があるかなと言う風に思います。私共の平成19年3月に沼田町国民保護計画と言うのを立てております。これには、中にですね、色んなケースにですね、武力攻撃災害の対処とかですね、その応急措置とか、いろんな事を書いています。これは平成19年ですから、弾道ミサイルとか想定している訳では無いので、これも一部ちょっと私共も見直しつつ、どうやったら良いのかも含めてですね、また町民に周知して行きたいと思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○7番（鵜野範之議員）なるべく早い時期にこういう風になった時にこういう風にしましょうという事の周知をする事によって、そのとっさの考え方が判断出来るの

かなと言う風に思いますし、先程も言いました子ども達、それからお年寄り達の部分についてでも、色んなシュミレーション立てながら、子ども達には、こういう避難をするんだよ、お年寄りについては、こうなった時には、こう言う事なんだよ。お年寄りの人達は、戦争知っているから、怖くないのかどうか解んないですけど、やっぱりなるべく被害を少なくする方が良いかなと言う風に思いますんで、今後そのような事で進めて頂きたいなと言う風に思います。以上です。終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。ここで休憩を取りたいと思います。私から見て、右側の壁にあります時計で3時5分まで休憩を取りたいと思います。12分程、休憩を取りたいと思います。

14時52分 休憩

---

15時05分 再開

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。通告順7番。小峯議員。市街地巡回バス実証運行終了後はどうするのかについて質問して下さい。

○4番（小峯聡議員）4番。小峯であります。市街地巡回バスの実証運行終了後はどうするのか、と言う事で質問させていただきます。現在、クリニックからまちなかを含めて、沼田の市街の中を巡回バスとして、やっておりますけれども、一般行政報告の中に、市街地巡回バスについて1日5、6名の利用があり、日によっては、20名弱の日もあると言う事で、現状の報告がありました。産建常任委員会の中でも、建設課の課長から現状の報告を受けておまして、認知度がどんどん深まっていると言う状況なのかなという風に感じております。これから10月2日には、暮らしの安心センターがオープンして、そこへ流れると言うか、人の流れが出てくるんじゃないかという風に思っています。現在の状況で既に町民からこうしてほしい、ああしてほしいと言う意見も多少出てるとは思いますが、今、現状は実証運行であり、11月30日までと期間が区切られています。それ以後は、冬に向かい一層お年寄りには、巡回バスの必要性が出てくるんじゃないかと言う風に思いますが、実証運行終了後、どういう対応を考えてるのか聞かせて頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）私共ですね、商業施設が出来、診療所が出来るにあたってですね、安心して町の中で、色んな公共施設も含めてですね、車を持っていない方も含めてですね、安心して街中で買い物なり病院に行って頂きたいと、言う思いで、実証運行を始めました。デマンドバスについても、お陰さんで、大分定着して、3年位になって、やっと、解って頂いて、利用者も増えました。これも最初、実証運行から色々やって、積み上げて行った結果でございまして、この市街地の巡回バス

も、私共も利用してくれる方いると言う想定もいたけども、実際、ある不安の中でも、その為の実証運行でございますので、今、議員が仰った様に、その状況については、行政報告の中で書かさせて頂きました。ただ、現時点で、土日の利用者が極端に少なくですね、土日がゼロの乗車の日も多々あると言う事でございます。それから、また、午前中の利用者が殆どであったりとかですね、利用されていないバス停があると言う事で、現状把握に努めている所でございます。今後、10月に全てがオープンして色々変わりますから、それと話の中でも、そうなると利用者もまた増えるじゃないかなと言う事で、期待しています。そう言った中で、冬期間も必要だと言う事も理解おりますし、冬期間になりますとタクシーのチケットが利用出来ますので、それらとの関係もやっぱり充分に見なきゃならないなとは思っている所でございます。ですから、11月30日で試験運行が終わりますので、現時点でそれが全部まとまってはおりませんので、運行終了後、速やかにその検証をし、また議会の皆さんにご相談ご報告させて頂いて、冬の運行について、また、議会の皆さんと相談して行きたいなと考えております。はっきりと申せませんが、費用も当然掛かりますので、費用についてどうするかと言う事も含めてですね、対応も必要でございますので、十分な町民の意見、それから実績も踏まえて、冬期間の運行については、前向きに検討していく必要があると言う風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。小峯議員。

○4番（小峯聡議員）冬期間の運用については前向きに、と言う事でありましたけれども、私は、冬の期間程、実証運行が必要なんじゃないかと、例えば、除雪の関係ですね。この路線の中では、冬、かなり道幅が狭くなる道路が含まれてます。1回走ってみて、例えば、これ冬はちょっと無理だなと言う所も若干あるのかなと言う様な所もあります。充分通れるとすれば、排雪を小まめにして行けば、良いのかもしれないんですけど、後、車がですね、今の車、本格運行になったら、新しい車を入れるのかも知れないですけど、中々ステップが高いとか、と言う話もありますし、冬の期間どんな風になるのかと言うのは未知な部分が非常に多いなと言う風に考えます。冬の間、例えば、1月、2月位まで、厳冬期の間まで、やってみて冬運行するには、どこが問題なのかと言う事も、やるべきではないかなと思います。それとあの、先程町長の答弁の中で、午前中がほとんどでしたと言う話があったんですけど、この巡回バスの時刻表を見ると、例えば、すみれ団地から厚生クリニック行きましたと。12時40分。厚生クリニック12時49分で受付をして、診察始まるのは、13時30分ですよ。13時30分から始まって、どうやって帰るとなると帰れない。だとすれば、この後に、何本か必要なんじゃないかと。と言う事は思うんです。だからみんな午前中しか使わない。そういう事もあると思うので、今、建設課の方で、色んな事を聞いているとは思いますが、運転手の関係で色々

あるとは思いますが、もう少し後の便が、もう1便2便、必要になってくるんじゃないかな。と言う様な事も考えますが、その辺はどの様にお考えでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）全体の色んな意見を聴いて、まとめなきゃなりませんから、その中で、小峯議員が仰った除雪の問題、ステップの問題、車の問題、時間の問題も含めてですね、色々と町内業者の関係もあつたりとか、色々とありますので、そう簡単には、運行の幅を広げると言うのは、難しいと所もありますけど。それらをきちっと整理をして、出来る範囲の中で、色々やっただけですね、もしやるとすれば、来年4月以降、どうやって本当に、利便性良く、やるとしても利便性が良くなきゃいけませんから、車の購入も含めてですね。全体的な検討をさせて頂きたいと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。小峯議員。

○4番（小峯聡議員）今の町長の答弁で、もっと良く精査をして考えたいと言う事でもありますので、その後の便も増やして頂く事も含めて、今後、検討して頂きたいんですが、デマンドバスの件もですね、同じ様に病院へ行くには、午前中しか駄目で、皮膚科午後しかやってないんだけど、皮膚科行きたいと言っても、夏でもハイヤー乗って行かなきゃいけないよ。と言う事になりますので、その辺も含めて、デマンドバスの件も含めて、今後検討して頂きたいと言う事で、質問は終わらせて頂きます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。要望で宜しいですね。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）次、通告順8番。橋場議員。国民健康保険の都道府県への運営移行について質問して下さい。

○10番（橋場守議員）10番。橋場です。年を取って、口が渇くので、特別の許しを頂いて、水を持っていますので、よろしく申し上げます。国保の問題について、質問致します。最近のですね。私達、議会が発行している、みんなの議会の中でね、傍聴者の方が、傍聴した上での感想を述べて頂いて、その中で橋場は、国の事ばかり質問すると言う様な事に対して、そういう事があるけれども、その傍聴者の中の方がですね、国の法律に、町の色んな生活が縛られているんだから、それも必要で無いかという様な意味を仰って頂いたんで、本当に有難いと思っております。そんな事を先に訴えまして。これまで、市町村が主体となっていた国民健康保険の運営を、都道府県に一本化してしまうと言うのが、法律で決められました。国の方針としてね、社会保障は、ずっと削減ありきでね、長生きする人が多くなりましたから、当然の事として高齢者が増えていく訳ですね。そうするとそれに対しての必要な予算

を国がきちんと配置するのが、当たり前的事だと思うんですよね。ところが、どれを見てもですね。最初に法律を決めた時の予算よりもですね。どんどんどんどん制度そのものを改悪して行ってるのが、今の国のやり方だと言うのは解りますよね。私は、国民健康保険と言うのが何なのか、と言う事をね。まず是非考えなくちゃならないんでないかと。つまり、国保は、社会保障と健康を維持する為の法律である。憲法に基づいて、作られた具体化された法律である。そういう立場から言うのですよね。予算を削減ありきと。例えば、高齢者化が進んで、こんだけの予算が必要になっているんだけど、それは頭打ちをして、これ以上は出さないよと言うのが今の国のやり方なんですよね。そうするとね、地方自治体のね職員の皆さん、町長がそういう頭にならないと駄目なんだけれども、職員の皆さんが今度、一本化する為には、こういう風にやりますと。と言う国の指導、道の指導がある訳ですよね。その所に行ってですね。これが間違いだと、社会保障制度を進めて行くと言う上から言うと、国のやり方は間違いではないかと言う事を職員が発言しなきゃならんと私は思うんです。それがどういう風になっているのかなと思って、そういう立場で、是非とも職員が対処するべきだと私は思うんですけども、町長の考え方を聞かせて頂きたいと思います。それから、国は、都道府県にまとめた国保に対する、考え方の上で、これまで市町村がですね、独自に繰出しをしていました。国民健康保険にね。だけど、国はそれも辞めなさいと。さっき、杉本議員が言っていた様に、お金を貯めこんだら、交付税は減らすぞと。言う国の方針ですね。その中で、結局、国民健康保険の中で、その市町村で独自にですね。国のやり方は、正しくないし、ちゃんと保証しなさい。と言う事を要求しながら、自分達でお金を出して、法定外負担と言うのをやっていますよね。これもやっぱり、貴方達の所は、予算があるんだらうから、それじゃ減らしますよと言う口実にされているんですよね。それが一番良い例がですね、今から何年前ですか、きっと、そういう時代にまだ子どもだったと思うんですけども、岩手県の沢内村と言う国が独自で70歳以上、60歳以上なのかな、65歳以上のお年寄りの医療費を無料にしたんですよ。独自でね。小さな村で。それがどんどん増えて行って、市町村で老人医療費の無料化と言うのが進んで行ったんです。国は、仕方なしにね、70歳以上の医療費を無料にして、国が全部負担してくれたんですね。それが10年間続きました。だけど、10年間の中でね、革新自治体と言うのがあったのが、それが1つずつ潰されて行って、どこの市町村でも、国の言う事を聞く、首長さんが増えた為にですね、国は良いとことして10年間で止めてしまったんですよね。その時にですね。自治体の中で独自で70歳以上のお年寄りの医療費を無料にした市町村があった訳です。そうするとその市町村に対して、お前のところは予算余っているんだらうから、と言って色んな意地悪をされて、大変な事態になった。そういう時代があったんです。ですから私はね、そういう

立場にですね、立場と言うのは、国のやり方に対して、きちっと違くと、憲法の立場から言ったら違うじゃないかと、各々言える自治体がどうしても必要だと思うんです。そういう立場からね、是非ともさっき言った様な法定外の負担を止めると言う様な事を絶対に国に言わせないようにですね、町長一つ頑張ってもらいたいと思います。今の所では、北海道ではそれはしませんって、そういう事は決まってませんと。やりませんと。言う様な事を言っているんですけど、国がどんな立場で出てくるか解りませんからね、その立場を必ず堅持して頂きたい。こういう風に思います。それから国民健康保険と言うのは、最も収入の不安定な人達、例えば商店街だとか、農家の人達は、これは安定してね、高額所得になっているのか解りませんが、この人の他に年金者だとか、それから失業者だとか、それから派遣労働者。要するに正規の労働者でない人達が加入しているのが、国保なんですよね、一番不安定な収入の人達ね。やっぱりこの人達の生活を守ってあげると言う事がね、どうしても必要だと思います。そして、その為にはね、国がやっぱりね、独自の国保に対する交付税を増やす必要があるんですよ。国民健康保険ですね。昭和55年にはですね。国民健康保険に対する国の補助金と言うのは、国庫支出金と言うのは、始まった昭和34年。違いますねごめんなさい。昭和55年度にはね国保全体に占める国庫支出金の割合と言うのは57.5%でした。それから平成2年には、これが38%減らされました。平成12年には34.9%。平成21年には、24.7%まで下げられたんですよ。ですからこれをやっぱりね元に戻せって言うね、要求運動が必要でないかと思うんですけど、町長はどのように考えておられるか。それからですね、国民健康保険て言うね、一般の社会保険ではね。働いている人の収入に基づいて、使用者と非使用者がね、折半で保険料を納めているんですよ。ところが、国民健康保険になりますと、保険料の応益の均等割りと、保険で色々と面倒見てもらって、面倒で無いんですけど、受けている人達に対してね課税の仕方があるんですけども、その均等割りと言う部分ですね。収入と関係なく、均等割と資産割もあるんですけども、人头割と言うのがありますよね。要するに加入者割ですね。人数によって。その中には、0歳の赤ちゃんも含まれるんですよ。数ね。それこそ、大変、足もあっちこっちが悪くてね。実際に収入もない人達。その人達もある訳ですけども、全部均等に頭割りされて、税金を納めなきゃならん。この点ではね。やっぱりね。そういう0歳の子供までにもね。均等割で頭割りでね税金を取ると言う様な事をね、やっぱりね改善させる必要があるんじゃないかと思うんですけど、これらについて、一つ町長どう思うかですよ。改善させるべきだと、思われるかどうか、質問致します。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。この制度はですね。ご存じ平成27年に成立してい

ますし、これに則って、今、着々とその準備が進められています。今日も説明させて頂きましたけども、やはり、その昨年度の医療費も何か47兆円と言う事で、過去最大の医療費になっているという報道もありましたし、社会保障制度全体の介護保険とか医療費とか色んな事を含めてですね、この制度改革については、この抑制を図る事がやっぱり、国の今後の成り立ちの上では、大切だと言う事で、色々と改革を進めてるその一環のこの施策だと言う風に、私は認識していますので、これをこのままほっといたら、大変な事になってしまうと、言う事でそれなりの国民の負担、それから国の負担も色々と考えた上での、やっぱり今の制度が成り立ってると思っていますので、そこはきちっとやっぱりその制度の趣旨に則って、この制度が上手く運用される様、きちっとやっぱり私共も監視していく必要があるかなと思ってます。そういう意味で、議員と考え方は変わるかも知れませんが、この制度はやっぱりそういう意味では、必要な制度かなと言う風に、私は認識している所でございます。応能割、均等割の分野についてもですね、私共もそれなりの根拠を持って、やっていますけども、この制度についても当面変える方向には行かないと言う風に思っていますので、これは状況を見ながら、またその、どういう風に負担して頂くかも含めてですね。これを契機に色々とまた、検討しなきゃいけないなと言う風に思いますが、今すぐ変える考え方はございません。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）最後のやつなんですけどね、今、均等割りだとかそういうのを、町で変える事は出来ないんですよ。ですから私が聞いているのは、国に対して、これはおかしいんじゃないかと言う事を、町長はしょっちゅう上京されるんで、色んな所で人と会うと思うんで、そういう都度ね、あの話をして、改善して行く方向のね努力をするかどうかと言う事をして貰えないかと言う事を聞いたんで、是非お願いしたいと思うんですよ。こういう社会保障の事を言うとね、すぐ消費税も必要だと言う事になってしまうんですよ。私はそれは違うんじゃないかと思うんです。消費税と言うのは、収入が一銭もなくとも、あるいは息子から仕送りして貰って、生活する人でもね、物を買ったら税金取られるですよ。税金と言うのは、やっぱり応能負担がね、基本でなきゃいけないと思うんですよ。一銭も収入のない人だけでも、所得税は取れないけれども、物を買ったら、嫌負無しに取られてしまう。こういう税金仕方が無いんじゃないかと思うんですけども、最近、グローバル何とか、かんとかと言って、大企業の隠し税金の事は新聞に出ていますよね。1%の人が世界の30数億位の人達のね、収入と同じだけの収入を得てるって言う様な事に新聞に出てきましたよね。これ見たらね、どんだけ収入を持っている人が居るのかと言いましたらね。報酬1億円以上ですよ。1年間にね。報酬1億円以上の大企業の役員と言うのは、今、今回、過去最高で222社の457

人がね、1億円以上の収入を得ている。1人でだよ。ところが、この人達は、所得税なんぼ払うのか言ったら、率で言うと40何%なんですよね。それで頭打ちしてるんですよ。昔は最初の時には、所得税の段階というのは、10何段階もありまして、その一番多く取られる比率で言うと収入の70%だって。それがどんどんどんどん変えられましてね、今、52%、50何%に最高が決まっている。ですから、いくら金を、私はちょっとおかしいなと思うけども、そんだけ収入があるのがね。社長さん達は、いくら収入があっても50何%以上取られないんですね。ですから、やはり、そういう税金は、そういう人達から、これ見ますとね、ソフトバンクの社長さんと言うのはですね。1年間の報酬と言うのは、103億4千万円だそうです。同じくソフトバンクの役員してる人がですね、24億2,700万円。ソニーの社長さんか、誰かだと思うんですけど11億円だとかってね。そういう収入を得ている人達って言うのも、それから4,000万か何かがね。以上の人が、50何%になっているんですよ。酷い差があってもね、税金の率、納める率、こんな少なくなっているんですよ。ですから、こういう所きちっとね、国、世界的にもやらんときやならんだろうけども、国としてきちんとやっぱり必要なだけ、納めてもらうと言うのはね、状況に行かないとならない。そういう風に大金持ちの人達には優遇しながらですね、一銭も収入のない、子どもから仕送りしている人達から、消費税を巻き上げているんですよ。取っているんですよ。これは、税の集め方から言うと、全く不公正なとんでもない話だと思いますよね。ですから、そういう点で是非、私はね、国に対して、物を言う様な町長になってほしいなと思うんで、是非、そういう要求を行った場所場所で、出来るだけ、やってほしいとこういう風に思うんですがどうでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）それぞれの状況によって、対応させて頂きたいと思うんですけど、全部が全部賛同出来る様な話でもございませんでしたので、ケースバイケースで対応させて頂きます。

○議長（渡邊敏昭議長）次、移りますか。はい、それでは、9番目の地方自治体の窓口業務を外部委託できるように地方自治法等の一部改定が行われたとの事だが、これに対しての町長の所見を伺いたい。と言う事で質問して下さい。

○10番（橋場守議員）杉本議員の言っていた様に、本当にその町々が色んな将来の事考えて、資金を貯めといた。それによって交付税が減らされる様な事があってはならないと思うんですけど、今度、国が、地方自治体で窓口業務を、例えば、税金を納めに来た人の受付だとか、そういうやつや含めて、20のその業務ですね。窓口業務、今まで正職員やってたのを、自治体が出資、設立する地方行政法人に、委託出来る様に、法律の一部を改定したと言うですよ。沼田町はそんな事やらな

いと思いますけれどもね。こういう事が決まりました。今までも何か、外部委託している独自に市でやっている所があるらしいんですけども、やっぱり止めていく方向になっているみたいですね。私は、これはやっぱりね、非正規の労働者を増やすっていう様な中身になるし、これはやってはいけないと思うんで、是非これは、やらないと思いますけども、こんな事にやはり国に対してね、間違いだと言う立場でね、意見を述べる様な立場を取ってほしいと思うんです。そういう事が広がって行ったら、やっぱり、どうしてもね、やらなきゃならん様な事になりますんでね。一つ是非そういう立場で、国に対して、物を言ってほしいなと思います。それについて、お答え頂きたい。それから2番目に言いましてね。そういう非正規の労働者をね、働く人をね、作るのではなくて、私は地方創生の事が議題になった時にね、地方創生って一体地方がやって行けない様な状況になっているんで、上手く創生しなさいって国が金をやるからってね。出してきたんだけど。私は、それは違うじゃないかと。町の自治体の責任じゃなくて、国がそういう風にしたんじゃないかと議会でも言いましたけども、私はそういう立場から、地方創生の立場からもですね、ここに書いた様に、自治体業務の外部委託は、地方疲弊に拍車をかけるものではないかと。逆にね、今、沼田に例えば、介護老人ホームなんかにですね。介護の人達が臨時で、臨時職員として働いています。私は、こういう人達にね、やはり、自治体と言うのは、公機関ですから、して皆さんは法律に基づいて、憲法を守らなきゃならんと言う様なね立場に置かれている人達なんですよ。そうすると、やはりこういう憲法に触れる様なそういう国の政策が出てきたら、やっぱり違うよと言う発言が、声を上げるのがね、正職員の皆さんに懸かっていると思うんですけどね、あの、そういう地方創生言うんであれば、まず、他所から来てもらうとかね、そんな事考える前に、まず老人ホームだとか、そういう所に働いている非正規の人達を、まず国と自治体がですね正職員にすると言う事になったらどうなりますか。相当な地方創生出来るじゃないですか。私は、そういう要求をね。国に対して、自治体がどんどんやるべきだと思います。そしてそれに必要な地方交付税を増額すると言うね。要求を町長先頭になってねやるべきだと思うんですが。町長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）外部委託がですね。外部委託が出来る地方自治法の改正がなされたと言う事が、私の町にそれが馴染むかどうかと言うのは、私の町には、馴染まないと言うか、当面は考えられないんで無いかなという風に思っています。その観点で、窓口を外部委託するなんて事は、今の所、全然、考えておりませんので、これは、現状のままで行きたいと思いますし、その待遇改善につきましては、国も待遇改善の施策を組んでますけどまだまだ不十分な所がある。と言うのは私も認識

しております。これはきちっと国も保育園とか保育園の保母さんとか、介護施設の職員も含めてですね、ある程度ちゃんとした対応をしないと、人材確保の点から、大変な事になると思いますので、その辺はきちっとやっぱり訴えていきたいと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）待遇しなきゃならないと言う話ですけど、実際にね、町長、自分の所に非正規の同じ仕事をしながらね、賃金の違う状態の人達がね、一体へっちらで入れるのかなと思うんですよね。一緒に働いている職員の人もね、おかしいと思ってもらわなきゃならないと思うんですよ。そうするとね、正規の人と、非正規の人とね、責任の度合いが違うなんて人がいるんですよ。そしたら、これ程ね、非正規の人を馬鹿にした言い方は無いと思うんです。非正規の人には、責任を持たせてないだけで、持てない人達じゃ無いはずなんです。ちゃんと非正規の人は、今正規にいる人達と同じ様に責任を持って働ける人達だと思うんです。そうすると、そんな重要な責任を負わないから賃金が安いんじゃないで、非正規にされているからそうなんだ。と言う立場に立ってね、やはり国に対して、こういう人達、全て正規に雇えるようにね、働いて貰える様なそういう要求をするのが、私は自治体の町長や、それから幹部職の皆さんにね、職員みんないろんな会議出て行きますからね。そういう所でこれはおかしいんで無いかと声をね、上げて行かないと、私は今の安倍政権のやり方は変えていく事は出来ないなど、私は思うんですけども、是非そういう立場に立って頂きたいなと思うんですが。如何でしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）私も、非職員と臨時の職員を含めて、この間、仕事の内容等を色んな面で、きちっと分けて選びますから、同じ様な仕事であっても、責任ある仕事を職員は、ちゃんとしてますし、それぞれの職種に応じて、それぞれの仕事をちゃんとしている。と言う考え方で理解しております。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）いまの非正規の職員が沢山いてもそれは構わないと言う立場ですか。

○町長（金平嘉則町長）構わないとは言ってません。

○10番（橋場守議員）是非、そこを言っても水掛け論になりますからね。終わりますけどね。消費税が正しいと言う人とさ、違うと言う人。いつまでたっても平行線ですからね。要求だけしておきたいと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。それでは、次の質問に移ります。通告番号10番。北朝鮮の暴挙に抗議すると同時に、対話による解決を働きかけるよう安倍政権に要求すべきでないか。と言う事で質問して下さい。

○10番（橋場守議員）鵜野議員からも、この問題の発言がありましたけどもね、今日いる傍聴席からこっちにいる人で、戦時中に生まれたのは、私一人みたいなんで、皆さん解らないと思いますけどね、皆さんね、戦時中に、B29が焼夷弾落としてきた時にね、私達どんな訓練させられたと思います。竹やりでねB29に立ち向かえて言う。そういう事本気になってやったんですよ。馬鹿みたい話。今ね、それで、北朝鮮からそういう核弾頭積んだね。ミサイルが来たらどうするか、竹やりでB29に向かうと私、同じだと思うんですよ。どこに隠れただって、間違ってますよ落ちたらね、もうその場で終わりですよ。広島や長崎に打った小さい爆弾ですよ。核爆弾としてはね。それで、何十万と言う人が瞬時のうちに、亡くなってしまいう訳でしょ。そういう時代に戦争が入って来ているんですよ。どうしたら、どうするんだって言ったら。私は、アメリカの元米軍の主要な最高の地位にあった人達がね、何人か集まってね、戦争にはしてはならないと対話でって事を色んな所で言い始めているんですよ。私はね、そうだ、そこを何とかしなきゃならんと思うんですけども、実は、朝鮮戦争というのが、1950年ですから昭和25年ですよ。昭和25年に朝鮮戦争が始まった。北朝鮮と南朝鮮がやって、そこにアメリカとロシア、中国なんかして大戦争になりました。で、何十万と言う人が死傷しているのにはですね。ところが、その戦争が1953年に終わったんですよ。だけどね、戦争が終わっただけなんですよ。ところが、戦争をやっていた所で平和条約は結んでいないんですよ。まだ戦争の状態なんですね。朝鮮戦争というのは、今もあるんです。活きているんです。そういう状況なんです。それでね、最近すごく、北海道新聞や朝日新聞がね良い記事を書かせてくれました。長くなるから、端おりますけどね、北朝鮮がね、日本になぜ危険な事をやるかと言いましたらね、アメリカの基地が日本にあるからだって言っているんですよ。全くそうなんですよ、戦争状態そのまま続いているんですから。それから北朝鮮の付近で、アメリカと日本と韓国が、核弾頭を使える様な演習をしていますよね。これは向こうがね、もうびくついて、苛立つのは当たり前だと思うんですね。だけど、北朝鮮絶対に褒める訳にはしません。絶対間違ってます。だけれども、そういう状態になって、朝鮮戦争がまだ終わってないんだと、言う事。ここでね、その道新とそれと朝日に出た記事にはですね、北朝鮮が日本を敵国にすると言うのは、まず、アメリカの基地があると言う事なんですけど、それで、ここにすごい良い事書いてあるんですけどね。例えば、テロどうやって防ぐかって言ったら、これもアメリカで9.11って言うテロ事件が起きたね。その時に、アメリカはすぐアフガニスタンと言う国を爆撃したんですよ。で、時の政権を倒して、アメリカの言う事を聞く政権を作ったんですけども、それから16年経って、本当にテロって言うのは、縮小したかと言ったら、全然縮小してない。逆にどんどん増えて行ってるんですよ。ですからテロを兵器で縮める事は出

来ないと言う事を言ってるんですね。こういう事をタリバンと言うのがねアフガニスタンの人達なんですけど、遠くから見れば危険なイスラム原理主義者であるけれども、イランの映画監督が言っているんですけど、だけれども、そばに行ってみたら、近くで見ると、個々の餓えたアフガンの児童であると、要するにテロの温床をですね。アメリカが始めとして、どんどんどんあういう戦争を広げて行った人達、それがね、テロの子ども達をテロに走らせているんだ。と言う事を言ってます。ここで言うのはね、ここで言ってますね。その後ですね、この国に、埋められた物が、アフガニスタンの所にね、土に埋められたものが、地雷でなくて、麦の種だったら。こう言ってるんです。それから、落とされたのが、爆弾ではなくて、書物であったら、テロが増えないで、縮んで行くだらうと。要するに貧困の何とかがね。そういうのがテロを広げているんだ。だから戦争武力ではなくて、そういう話し合いでね治めて行くっていう事以外にテロも防げないし、それから北朝鮮を抑える事も出来ない。こういう風に言ってます。是非ともね、弾薬庫は良いところ。安全かもしれませんけどもね。そこにみんな入れる訳でないし、それから弾薬庫で無い地域の人、みんな一発で亡くなってしまう訳なんですよね。ですから、何としても、安倍内閣、残念ながらね、アメリカのそういう上層部の人達まで、一応脅しながら、戦争を辞さないぞと言いながらも、対話をしなきゃ駄目だと言う事。2つ道を残してあるんですよね。ところが、安倍内閣は対話の為の対話は意味が無いと言う事ですね。武力一本やり進んでいます。是非ですね町長、こういうのは間違いでないかと言う事をね。北朝鮮のあれに対しては、出しましたよね。政府にね。やっぱり安倍内閣に対してもね、武力ではなくて、話し合いで平和を守れと言うそういう文章を是非送ってほしいなと思います。でですね、あの、平和首長会議と言うのがあるんですね。町長、町長入っているんですよ。あの、ここで、私達が平和署名やった時ね、お願いしたやつの中にね、それで町長の名前も載ってます。国連で195カ国位、加盟者の国があるんですけども、7月に122の国がですね。核兵器は人道に反すると。絶対に使ってはならない核兵器禁止条約を122の国でね成立させました。ところが、その時にね、面白い事に、これは面白いんですけども、これまでは、核保有国が幅を利かせて机に座って拒否権を発動してね、今までそういう法律を作らせなかったんですね。条約をね。今回はね逆だったんです。核保有国とそれに追随する何か国かの首脳の人達が反対で会場から表に出た。これまではその人達が主流になって、会場で幅を利かせていたんですけど。今度はその人達が外に出て、反対、反対って言ってたそうです。国連の会議場には、一般市民の人達も入って、成立した時歓声を上げたって言うんですね。これ位ね、国の情勢が変わってますんで、残念ながら日本の代表は、その条約に賛成しなかったんですね。反対したんですね。こういうのもね、うちは平和宣言している町ですんで、安倍内閣に対してですね、

絶対に核戦争にならない様に力を尽くせ、と言う様なそういう事を是非、書簡を送ってほしいと思うんですけど。いかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）誰も戦争を望んでいる国民はいないという風に思いますし、安倍さんも含めてですよ。思ってますし、皆さんそれぞれの立場で、平和になる努力をしていると言う風に思います。書簡を送るかどうかについてはちょっと、検討させていただきます。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）是非、よろしくお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）以上で一般質問を終わります。ここで暫時休憩を致します。右に見えます時計で16時5分まで休憩致します。

15時57分 休憩

---

### （一般議案）

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。日程第8。議案第58号。沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第58号。沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成29年9月14日提出、町長名でございます。改正条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。本条例は、北海道医療給付事業の補助対象基準に沿って、定めてきた経過がありますが、平成20年度には全額助成として、助成の範囲について改正しております。北海道医療給付事業の補助基準は、高齢者の医療の確保に関する法令施行令に準拠しており、平成29年8月1日当該政令の改正により、高額療養費算定基準が引き上げられたことから、一部負担金を規定した規則を改正する必要があります。しかし、現在、本町では、先程も申し上げましたが、中学生以下の児童、乳幼児に係る医療費の自己負担については、全額助成していることから、第2条第5号の一部負担金、第6号の基本利用料及び第5条の基本利用料の助成額に関する規定を削り、施行規則についても、規定しないこととするものです。この改正の施行日は、公布の日からとします。なお、この改正によって該当者の医療費助成額等に影響する事はありません。以上、提案理由の説明と致します。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第9。議案第59号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第59号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。平成29年9月14日提出、町長名でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。沼田町が加入しております当該組合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、北海道町村議会議員などに対する公務災害補償に関する事務を共同処理する組合であります。平成29年6月1日付けで西胆振消防組合の共同処理する事務の追加に伴い、西胆振行政事務組合に名称変更し、また平成29年8月1日付けで江差町ほか2町学校給食組合が構成町の脱退に伴い、江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更となったことから、当組合規約変更の協議について、地方自治法第290条の規定により議決を経ようとするものであります。なお、規約の施行日は、地方自治法286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日であります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10。議案第60号。北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第60号。北海道市町村総合事務組合理約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。平成29年9月14日提出、町長名でございます。北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。沼田町が加入しております当該組合は、道内の市町村、一部事務組合などで組織され、非常勤の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する組合であります。西胆振消防組合の共同処理する事務の追加に伴い、西胆振共同事務組合に名称変更し、また江差町ほか2町学校給食組合が構成町の脱退に伴い、江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更になったことから、当組合理約変更の協議について、地方自治法第290条の規定により議決を経ようとするものであります。なお、規約の施行日は、地方自治法286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日であります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11。議案第61号。北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課

長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第61号。北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。平成29年9月14日提出、町長名でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。沼田町が加入しております当該組合は、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する組合であります。西胆振消防組合の共同処理する事務の追加に伴い、西胆振行政事務組合に名称変更し、また江差町ほか2町学校給食組合が構成町の脱退に伴い、江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更になった事から、当組合理約変更の協議について、地方自治法第290条の規定により議決を経ようとするものであります。なお、規約の施行日は、地方自治法286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日であります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第12。議案第62号。平成29年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第62号。平成29年度沼田町一般会計補正予算について。平成29年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年9月14日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町一般会計補正予算第4号1頁をお開き願いたいと思います。平成29年度沼田町一般会計補正予算第4号。平成29年度沼田町の一般会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

それ6, 399万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5, 882万1千円と定める。2項省略致します。平成29年9月14日提出、町長名でございます。9頁目をお開き願いたいと思います。9頁歳出でございます。2款総務費1項1目一般管理費につきましては13節委託料9万4千円の増額でございますが、これにつきましては、不用書類等の回収委託料の増額でございます。24目ふるさと応援費につきましては設置予算の組み替えでございまして、ふるさと寄附金のクレジット決済方法の多様化と経費節減を図るものであり、14節公金支払システム利用料の一部100万円を12節役務費に組み替えるものであります。5項1目統計調査費4千円につきましては、歳入と関連いたしますが、就業構造基本調査委託金の決定による増額であり、歳入の委託金と同額を8節報償費に計上いたしております。3款民生費1項1目社会福祉総務費23節償還金利子及び割引料16万8千円の補正計上につきましては平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費返還金であります。低所得者に対し、消費税率の引上げによる影響を緩和する為、暫定的臨時的な措置として実施された給付金交付に係る事務補助金の実績額確定に伴います返還金の計上でございます。10頁目をお開き願いたいと思います。3目介護支援費28節繰出金45万円の減額につきましては、介護保険特別会計繰出金の減でございます。平成29年度から新制度スタートにより要支援の対象者全員の分を4月から予算化しておりましたが、すでに認定を受けている方々の場合、認定期間を満了してからの新制度移行となる事から、結果として過大計上となることから、介護特会の繰出金を減額するものでございます。4目障がい者福祉費148万円の増額につきましては19節負担金補助交付金で3千円の計上でございます。保険者ネットワーク負担金であり、国保連へのデータ転送環境の変更に伴う計上でございます。23節償還金利子及び割引料147万7千円の補正計上につきましては平成28年度の障がい者の方々が利用する施設入所などの自立支援給付費の返還金141万6千円と育成医療、厚生医療など障がい者医療返還金6万1千円につきましては各対象事業費の実績による返還金の計上でございます。2項児童福祉費2目子育て支援費23節償還金利子及び割引料111万円の補正計上につきましては、平成28年度の認定こども園入園児に係る保育給付費負担金56万円と障害を持つ子どもの発達支援放課後デイサービス、相談支援業務に係る障がい児入所給付費負担金55万円につきましては、各対象事業費の実績によります返還金の計上でございます。4目学童保育費23節償還金利子及び割引料1万7千円の計上につきましては平成28年度の学童保育に係る補助金の返還であり、人数減に伴います返還金の計上でございます。11頁目をお開き願いたいと思います。4款衛生費1項5目母子保健費2万円の増額補正であります。13節委託料と19節負担金補助及び交付金は産後子育て安心事業予算の組替え計上でございます。内容と致し

ましては、産後医療機関が行う、乳房外来、育児サロン等利用されている方々の費用交通費助成でございますが、出産した医療機関での検診を想定し取り組んでおりましたが、今回、国の補助制度改正に伴いまして19節の支出では補助対象外となることから、委託が可能な医療機関につきましては委託契約を締結する事とし、14万2千円を組み替えるものでございます。23節償還金利子及び割引料2万円の補正計上につきましては、平成28年度に取り組みました新生児訪問時に保健師と助産師の同行訪問事業に伴います妊婦出産包括支援事業の返還金であり、事業実績による返還金の計上でございます。8目沼田厚生クリニック運営費19節負担金補助及び交付金5,839万7千円の補正計上につきましては行政報告にも記載いたしております平成28年度の沼田厚生クリニックの損失助成であります収支につきましては収益で1億7,924万円、費用につきましては2億5,220万円、損失額、円単位で7,296万6,968円であり、別途支弁いたしております指定管理料と医療機器整備事業補助757万800円を差し引き5,839万6,168円を協定に基づき全額を補助するものでございます。9目地域あんしんセンター費102万1千円の補正計上につきましては、10月グランドオープン致します暮らしの安心センターで取り組みますオープンイベントの経費計上とコミュニティーカフェを当初予算でおきましては委託費で組んでおりましたが、予算の組み替えでございます。4節共済費9万4千円、7節賃金59万9千円につきましては週4回を計画しておりますカフェ運営に対します臨時職員の人件費。11節需用費86万1千円はカフェ運営に係ります消耗品などと賄材料費、オープンイベントに要する食糧費を計上してございます。12節役務費3万6千円は営業許可申請手数料1万4千円と賠償総合保険料2万2千円を補正計上するものでございます。12頁をお開き願いたいと思います。13節委託料26万9千円の減額は電気保安業務委託料の増3万1千円は契約電力量の増によるものであります。コミュニティーカフェ運営委託料30万円の減は、当初カフェ運営を委託する事で検討しておりましたが、直営での運営となりましたので、皆減するものでございます。18節備品購入費30万円の減額につきましては消耗品との繰替でございます。6款農林水産業費1款2目農業総務費23節償還金利子及び割引料1千円の補正計上は平成27年度多面的機能支払交付金の返還金であり、平成28年4月2件の農地転用6アールが対象外となった事から変換するものでございます。8目農産加工場製造費につきましては7節賃金から13節委託料の組み替え補正でございます臨時職員を募集しても採用に至らない状況の為、人材派遣により労働力を確保を図るものでございます。13頁をお開き願いたいと思います。7款商工費1項2目観光費9節旅費16千円特別旅費の補正計上であります、これにつきましては北空知観光ネットワークで行いますインバウンド観光受け入れ体制整備に係るもので、本町は11月中旬にタ

イ・コーラート市で開催されますうまいっしょ北海道でPRイベントに参加する事となり、職員参加に伴います日当分を各町が対応する事となった為、補正計上するものでございます。11節需用費15万8千円につきましては町内3か所にあります観光案内版でございます。駅前、観プラ、役場前でございますが、本年度整備されましたまちなか、暮らしの安心センターなどを含め、地図を修正する補正予算の計上でございます。10款教育費2項小学校費2目教育振興費4万9千円の計上につきましては転校による対象児童の1名増に伴います19節負担金補助及び交付金、通学費補助2万円と20節扶助費特別支援教育就学奨励費2万9千円を補正計上するものでございます。5項保健体育費4目スキー場管理費11節需用費46万5千円修繕費の増額につきましては昨シーズンリミットスイッチの誤作動が原因と思われる緊急停止が複数回発生したことから専門業者に都度、点検確認いたしましたが、ワイヤーの張力に異常がないことから、リフト開業以来交換していない、リミットスイッチを交換する修繕料の補正計上でございます。12款諸支出金1項4目振興基金費25節積立金144万7千円の補正計上につきましては歳入でも出てきますが旧法務局の土地を販売することが出来ました事から販売代金を振興基金に積み立てるものでございます。7頁にお戻り願いたいと思います。7頁歳入でございます。11款地方交付税1項1目地方交付税276万円を増額計上するものでございますが、今回提案しております最終予算に特定財源を充当してもなお、不足する財源267万円を地方交付税を増額して、収支の均衡を図ったものでございます。15款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金15万8千円の補正減ではありますが、歳出4款衛生費でご説明申し上げました妊娠出産包括支援事業の制度改正により支出科目19節の支出は対象外となりましたことによります補助金の減額であります。5目教育費国庫補助金1万4千円の補正増は歳出10款教育費で説明いたしました特別支援教育就学奨励費の2分の1の額を補助金として計上してございます。16款道補助金1項1目民生費道負担金5節児童保護費負担金124万6千円につきましては平成28年度子どものための教育・保育給付費負担金、認定こども園の入園児に伴います給付金の負担金でございますが、昨年度制度改正がございまして、その中で北海道の方において、算定誤りがありまして、本年度追加交付を受けるものでございます。3項委託金1目総務費委託金4節統計調査費委託金増4千円につきましては、交付決定に伴います増額でございます。8頁をお開き願いたいと思います。17款財産収入2項1目不動産売払収入1節土地建物売払代金144万7千円は歳出でもお話申し上げましたが旧法務局の土地販売代金でございます。19款繰入金1項3目ふるさとづくり基金繰入金30万円の減額は歳出4款衛生費1項9目でご説明申し上げました地域あんしんセンター備品購入費の減に伴います繰入金の減額でございます。15目地域医療確保安定化基金繰入金5,839万7千円はクリニ

ックの損出助成額を繰入金として計上したところでございます。21款諸収入4項5目雑入3節庁舎等管理負担金2万5千円は暮らしの安心センター電気保安業務委託料の増に伴いますクリニック負担分1万4千円とデイサービス負担分1万1千円の負担計上であり、15節雑入56万2千円は平成27年度多面的機能支払交付金返金に伴います活動組織からの返戻金1千円と安心センターで運営いたしますコミュニティカフェによります販売収入56万1千円を計上いたしております。以上を申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田です。2点ほどお伺いしたいというふうに思います。まず9頁の2款総務費総務管理費のふるさと応援費でございますが、議運の時に聞いた話によりますとクレジット決済の方法がヤフークレジットから北洋カードと言うのかな、これになったという事で、今、ヤフークレジットで上手く行ってないのかというと、決して上手く行ってない訳ではない。きちっと機能している。経費節減という言葉もなんか総務課長からあったような気がしたんですけども、予算自体の枠は変わってない。これはいいんですが、一番ちょっと気がかりなのがヤフークレジットで意外と全国区ですけども、北洋クレジットていうのが、北洋カードか北洋はどっちかと言うと北海道の中の銀行でございますんでね、この辺でふるさと納税に対する影響は考えられないのかと言うのと、後はどのようにこの辺をカバーしていくのかというのがまず1点目の質問です。それともう1点ですが4款衛生費1項保健衛生費の5目母子保健費です。妊娠出産包括支援事業補助金これ自体が国の補助メニューから外れて国道支出金が減るのは致し方ない話でその分これも議運の時に聞いたら深川医師会の方にですね委託をするんですよ。という話なんですけども、女性の出産の話ですんで、我々はちょっとわからないんですけど、色々な事を相談したりね、出産後のお母さんはあると思うんですけども、どちらかと言うと産んだ病院でお世話になったお医者さんに診てもらいたいなという気持ちの方が僕は強いんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように行政としてきちっと対応して行くのか、深川医師会がすべてそれも責任もってやってくれるようなスタイルになっているのか。あるいは産んだ病院との連携はどのようにしているのかという事を分かればお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。関連ではありませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい、1点目のふるさと納税に関わる部分の支払いシステムの関係でございます。説明不足があったのかなというふうに思っておりますが、基本的には、現在もふるさとチョイスというポータルサイトを使って、基本的に本町の9割9分、その系統から入ってきます。公金システム的にはヤフー公金システムというものから、今回、北洋さんに変えますが、基本的に申し込みはふるさとチョイスの画面から入っていきまして、必要事項、名前、住所、寄付金額だとか全部入力した後にクレジット決済にワンクリックすると、今まではヤフークレジットの方に移っていたものが、北洋の方に行くというだけでありまして、基本的に利用者の方々には何の不都合もないということです。若干申し上げました経費節減と言う部分につきましては現状の中ではヤフークレジットの場合、寄付金額の1%と税金額8%消費税その分だけ差し引かれましたが、今回変えることによって、内税になると言いますか1%になると、そういうことですので、まずこの関係についてですね、寄付金が大きく増減、例えば、寄付金を申し込んだ方々については不都合は与えないという事で考えておりますし、後、参考までにですが、先月現在では、去年と大体同じ感じで来ていると言うようなことで、これからが山場になりますが、現状の中では去年と同様に来ていると言う事でございます。それと2点目の質問でございます。子育て支援の関係で産後子育て安心事業。説明不足があったのかなというふうに思っておりますが、当初、高田議員が言われましたとおり全て負担金補助金で持つと言う様な事で持っておりましたが、今回今年の4月以降に国の制度が変わって、19節補助金で出すのは対象外だよと言う様な事になりました。その中で保健福祉課の方では、もちろん町民のニーズに合わせるという様なこともありますし、そんな中で、今回、14万2千円、半分を委託金に振り替えてございます。議会の方の説明の段階では、深川市立病院との委託契約が進んでいるというような話だと思っておりますが、今聞いている中では、旭川の産婦人科の病院も町によっては、町との委託契約の方法で受けていただけると、もちろんその中で19節で持っていますんで、町民の方々が産んだ病院で検診を受けた時に全く助成が無いだとか、そういう不都合は全くない形で対応しております。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）厚生クリニックの補助金の関係なんですけど、分別損益計算書の中で事業収益がいくら、事業費用がいくらと言う説明は受けさせて頂きました。その中で、補填金もしないとなんないと言う事も分かりました。ただ、指定管理という考え方の中では、サービスの向上を図る。それから経費の縮減を図る。そういった意味では、どういうやり取りがあったのか。もし、お伺い出来れば、お聞きしたい、と思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でございませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）細かなやり取り部分については、私ちょっと聞いておりませんが、基本的に指定管理でございます。もちろん町の経費節減というもの、もちろんありますが、民間活用が基本的に指定管理の目的でございますので、この両者を踏まえた中でですね、厚生連と町が話し合ったと思いますが、細部につきましてあればまた担当課長の方から話してもらえればと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）クリニックの事務長の方から収支決算の状況を受けております。その中で現状と内容についても確認をさせて頂いておりまして今後の新しい施設での運営の方法についても改善すべきところ不都合なところ、そのような事も話を聞いておりますし、対応できるところはこちらの方でも対応したいという風に話をしておりますので、今後、色々改善に向けて協議していくこともあろうかと思っております。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13。議案第63号。平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第63号。平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年9月14日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号1頁をお開き願います。

平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。平成29年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,149万6千円と定める。2項省略致します。平成29年9月14日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては歳出の退職被保険者の高額療養費の増額と歳入の療養給付費交付金を補正増とするものとなっております。7頁をお開き願います。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（黒田美和課長）宜しくお審議の程、お願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第14。議案第64号。平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第64号。平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年9月14日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算第2号1頁をお開き願います。平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算第2号。平成29年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ579万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,672万2千円と定める。2項省略致します。平成29年9月14日提出、町長名でございます。今回の補正の主なものにつきましては今年度から実施しております介護予防日常生活支援事業のサービスについて当初4

月から一斉に事業対象となるものと見込んでおりましたが、対象者の要支援認定期間が満了してからの切り替えとなるため、期間が満了するまでは、保険給付費の介護予防給付費の対象となり、その予算が不足となるため、補正するものです。8頁をお開き願いたいと思います。歳出の1款総務費1項1目一般管理費です。負担金補助及び交付金1万8千円の増額につきましては国保連合会への伝送環境が平成29年10月より保険者ネットワークに参入することに伴い応分の負担をするものです。3項介護認定審査会費2目認定審査会費につきましては要介護認定調査業務の内、更新認定調査を臨時職員を雇用する事で予算としておりましたが、臨時職員が雇用出来なかったことから社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所へ委託する事として、予算を組み替えるものでございます。9頁をお開き願いたいと思います。2款保健給付費1項介護サービス等諸費1目介護給付費介護給付費負担金440万2千円の減は2項の介護予防給付費の負担金増に伴い同額を減額し、介護給付費内で調整致しました。2項介護予防給付費の440万2千円の増額です。前段で説明いたしましたが、介護予防日常生活支援総合事業の対象者を4月からの給付として4款の地域支援事業費に計上いたしましたが、対象となる時期がこれまでの要支援認定期間を満了してからの事業対象となり、期間満了までの期間は、介護予防給付費の事業対象となるため年間の給付費を見込み、不足となる額を増額するものです。10頁をお開き願います。2項高額介護サービス等費3項高額医療合算介護サービス等費、その下の4項特定入所者介護サービス等費につきましては、先程からお話していますが、介護予防事業総合事業の減額に伴い財源となる国からの交付金についてそれぞれ調整を行っております。11頁をお開き願います。4款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費580万8千円の減額ですが、先程から説明させて頂いてます介護予防事業総合事業の当初予算の過大見積りによりまして減額するものです。続いて歳入について説明を致します。6頁をご覧下さい。1款介護保険料1項1目第1号被保険者介護保険料、現年度分146万3千円の減につきましては介護予防日常生活支援サービス事業の減額により一般財源となる保険料を減額としております。2款国庫支出金2目地域支援事業交付金116万2千円の減額及び3款支払基金交付金2目地域支援事業交付金の104万8千円の減額及び4款道支出金3項1目地域支援事業交付金46万8千円の減、これらについてはいずれも歳出の介護予防日常生活支援事業の減額に伴い交付金をそれぞれ減額するものです。7頁をお開き願います。6款繰入金1項1目一般会計繰入金45万円の減額ですが、保険者ネットワークへの負担金分の事務費繰入金の増額と地域支援事業に係る一般会計の繰入金を減額するものでございます。8款諸収入3項1目雑入ですが、指定介護予防支援の収入として4万2千円と介護予防日常生活支援事業総合事業利用者収入として16万2千円を見込みまして119万9千円を減額するも

のでございます。以上、説明と致します。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### （人 事 案 件）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第15。同意第14号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）同意第14号。教育委員会委員の任命でございますけども、現委員であります筒井由美氏の任期が平成29年9月30日を以って任期満了となりますので、その後その後任として下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。記と致しまして、提案する方につきましては、住所、沼田町字高穂102番地292号、生年月日、昭和48年10月18日生まれ43歳、氏名、沼本綾氏をご提案申し上げます。略歴につきましては、最終学歴は名寄市立名寄短期大学を平成6年に卒業され、平成6年から秩父別町役場に奉職、平成15年沼田町に結婚のため移住。現在、1男1女の母親として、農業に従事されております。平成21年には沼田幼稚園PTA副会長。平成27年から2年間は沼田小学校のPTA副会長。平成28年は沼田町PTA連合会の監査として町の教育行政にも関わりを持っておられ、保護者からの信頼も厚く、見識も深く、沼田町の教育について意見を頂ける方であると考えており、最も適任と認め、ご提案申し上げます。宜しくお願い申し上げます。平成29年9月14日提出、沼田町長金平嘉則。同意して頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略する事に決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第14号は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意する事に決しました。

---

#### （一 括 議 題）

○議長（渡邊敏昭議長）ここで、議案の一括議題について、お諮りいたします。この際、陳情第2号及び陳情第3号の2件を一括して議題に致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号及び陳情第3号の2件は、一括して議題と致す事に決しました。

---

#### （陳情の審議）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第16。陳情第2号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について。日程第17。陳情第3号。「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを一括して議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号及び陳情第3号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略する事に決しました。お諮りいたします。陳情第2号及び陳情第3号は、採択すべきものとして、決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第18。陳情第4号。軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情についてを議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略する事に決しました。お諮りいたします。陳情第4号は、採択すべきものとして、決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

こ○議長（渡邊敏昭議長）ここで、暫時休憩をいたします。

16時54分 休憩

---

16時55分 再開

#### （日 程 の 追 加）

○議長（渡邊敏昭議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今、事務局より意見案3件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第19。意見案第5号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について。日程第20。意見案第6号。「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）について。日程第21。意見案第7号。軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）について。以上3件、日程に追加することに決しました。

---

#### （一 括 議 題）

○議長（渡邊敏昭議長）ここで、議案の一括議題について、お諮りいたします。この際、意見案第5号及び意見案第6号の2件を一括して議題に致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第5号及び意見案第6号の2件は、一括して議題と致す事に決しました。

---

(意見案の審議)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第19。意見案第5号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について。日程第20。意見案第6号。「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）についてを一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。意見案第5号及び意見案第6号の2件は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第5号及び意見案第6号の2件は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（渡邊敏昭議長）日程第21。意見案第7号。軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

(閉会宣言)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。これにて平成29年第3回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

16時55分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 渡 邊 敏 昭

署名議員 橋 場 守

署名議員 高 田 勲